

令和 7 年第 4 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

令和 7 年 12 月 3 日 開会

令和 7 年 12 月 9 日 閉会

麻 績 村 議 会

令和七年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

令和七年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

令和7年第4回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月3日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	8
○請願・陳情等の委員会付託について	9
○議案第1号～議案第5号まで一括上程、提案理由の説明	9
○散会の宣告	12

第 2 号 (12月5日)

○議事日程	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○事務局職員出席者	13
○開議の宣告	14
○議事日程の説明	14
○一般質問	14

高 野 秀 雄 君	1 5
中 村 まり子 君	2 5
飯 森 寛 志 君	3 6
宮 下 朗 君	5 3
山 口 利 江 君	6 7
塚 原 利 彦 君	7 5
刈 間 利 恵 君	9 2
○委員長報告	1 0 5
○散会の宣告	1 0 7

第 3 号 (12月9日)

○議事日程	1 0 9
○出席議員	1 0 9
○欠席議員	1 0 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 9
○事務局職員出席者	1 1 0
○開議の宣告	1 1 1
○議事日程の説明	1 1 1
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 1 3
○発議第1号の質疑、討論、採決	1 1 4
○発議第2号の質疑、討論、採決	1 1 4
○発議第3号の質疑、討論、採決	1 1 5
○発議第4号の質疑、討論、採決	1 1 6
○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）	1 1 6
○村長挨拶	1 1 7
○閉会の宣告	1 1 7

○署名議員.....	1 1 9
------------	-------

○ 招 集 告 示

麻績村告示第41号

令和7年第4回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月26日

麻績村長 塚 原 勝 幸

1 日 時 令和7年12月3日（水） 午前 9時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

1 番 高 野 秀 雄 君
3 番 飯 森 寛 志 君
5 番 山 口 利 江 君
7 番 刈 間 利 恵 君

2 番 中 村 まり子 君
4 番 宮 下 朗 君
6 番 塚 原 利 彦 君
8 番 清 水 清 君

不応招議員（なし）

令和7年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議 事 日 程（第1号）

令和7年12月3日（水）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長挨拶
- 日程第 4 諸般の報告（議員派遣結果報告）
- 日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について
- 日程第 6 議案第1号から第5号まで一括上程

議案第1号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について

議案第2号 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第4号）

議案第3号 令和7年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

議案第5号 令和7年度麻績村下水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（8名）

1 番	高 野 秀 雄 君	2 番	中 村 まり子 君
3 番	飯 森 寛 志 君	4 番	宮 下 朗 君
5 番	山 口 利 江 君	6 番	塚 原 利 彦 君
7 番	刈 間 利 恵 君	8 番	清 水 清 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進課長	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	塚 原 貴 志 君	住 民 課 長	宮 下 佳 康 君
振 興 課 長	宮 下 浩 保 君	観 光 課 長	塚 原 優 仁 君
教 育 次 長	宮 下 信 俊 君	代表監査委員	飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長	市 川 嘉 忠	書 記	小 西 和可奈
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水 清君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。令和7年第4回麻績村議会12月定例会第1日目を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、今定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表の通り決定をしておりますので、ご報告をいたします。

事務局長より議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程について説明いたします。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、3番、飯森寛志議員、4番、宮下朗議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水 清君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月5日開催の議会運営委員会において、本日3日から9日までの7日間と決定をいたしております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を12月3日から12月9日までの7日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

よって、今期の定例会の会期は12月3日から12月9日までの7日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（清水 清君） 日程第3、村長挨拶。

村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第4回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ全員の参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年1年を振り返りますと、世界ではまだまだ各地で紛争が続き、特に女性や子供など一般市民が犠牲となり、また住宅は破壊され路頭に迷う市民の姿や、食料供給が途絶えて栄養失調で亡くなっていく子供たちの痛ましい光景が報道されるたびに、平和の尊さを感じるところでございます。

また、トランプ大統領がアメリカファーストを掲げた高関税政策が世界経済に波紋を広げておりますが、日本におきましても自動車をはじめとした輸出産業への影響が大きくなっており、日米関税交渉の行方が心配をされるところでございます。

また、国内におきましては、春先の大船渡市をはじめとする大規模な山火事が発生し、多くの人家が巻き込まれるなど甚大な被害が出ましたし、先ごろは大分県大分市に発生いたしました火災におきましては百八十数件の家屋が焼失するなど甚大な被害となりましたが、被

災されました皆様方にはお見舞いを申し上げるところでございます。

国政におきましては、国のかじ取りが石破総理から高市総理に替わりましたが、公明党の連立政権が白紙となり、新たに日本維新の会との連立により国政が動き出しましたが、少数与党には変わりなく、自民、維新両党の新たな政策決定には野党との合意形成が必要となっております。安定的な連立政権の下に迅速な国会運営を望むところでございます。

麻績村におきましては、今年は春先の霜被害も大きな被害ありませんでしたが、夏場は例年になく猛暑が続き、特に畑作においては水不足による農作物の収穫量が減少するなど、影響が出たものと思われます。

また、異常気象により、各地で線状降水帯の発生など、想像を超える降雨量によります災害が発生いたしました。麻績村では集中的な豪雨もなく、大きな災害等の発生がなかったことには安心をしているところでございます。

そして、9月には村議会議員選挙が8年ぶりに行われましたが、村民の負託に応えられる活力ある議会運営に期待を寄せられることと思うところでございます。

ここで、9月以降の主な事業等の進捗状況につきまして申し上げます。

まず、村の秋の収穫を祝う月の里収穫祭につきましては、多くの団体等の皆様にご協力をいただく中で、秋晴れの天候に恵まれまして、村内外から多くの皆様にお越しいただき、盛況に開催することができました。村民の活力ある姿を大いに情報発信できた収穫祭であったと思うところでございます。

村民運動会につきましては、なかなか村民が一堂に会する機会が少ない中で、スポーツを通じて地域の垣根を超えたコミュニケーションが図られ、和気あいあいの村民運動会ではなかったかと思われます。また、山雅の皆様の参加をいただくとともに、マスコットのガンズくんにも参加いただき、子供たちにも大変人気があり喜んでいただき、よかったと思っています。

敬老会につきましては、麻績村の歴史を刻んでまいりました多くの皆様方にご出席をいただき、今年はお酒なども飲みながら歌謡ショーを聞いていただき、笑顔あふれる和やかなひとときを満喫いただいたものと思われます。

文化祭につきましては、小・中学校や公民館の各種クラブの作品の展示、そして芸能発表会におきましては、発表者の皆さんが日頃の練習の成果をステージで十二分に発揮でき、観客の皆さんも満足いただけたものと思っています。

また、別荘の皆さんの交流を深めていただく別荘交流会の開催、地域おこし協力隊の皆さん

んが主体となり開催された「そよごマルクト」や、麻績村・筑北村の商工会の主催によります「ちくおみメッセ」の開催、「JAちくほく祭り」の開催など、3イベント同時開催され、久々に明治町通りにも人のにぎわいを感じた一日となりました。

そして、聖高原の感謝祭、聖博物館での各種イベントの開催、麻績村のPRを兼ねた松本山雅FCのホームタウンデーへの参加など実施することができました。

次に事業につきましては、福祉施設建設工事につきましては、9月に施設工事も竣工しまして、障害を持つ皆さんが安心して働く場所として、そして安全に活動できる場所として活動が図られるものと思うところでございます。

北山浄水場の建設につきましては、良質な水道水の安定供給に向けまして、7年度、8年度、2か年の工事になりますが、順調に工事が進められております。

聖高原駅前に整備を進めております集合住宅につきましては、建前も終わり、内装工事が進められており、1月末には完成予定となっております。

天王住宅団地の擁壁工事につきましては、強度を補強する工事内容が若干の変更はあるものの、居住者が安心して暮らせる安全確保に向けまして工事が進められております。

また、子育て支援や教育環境の充実、高齢者に優しい施設整備の取組、地域商工業や地域農業への支援の推進、また国道・県道の改良整備や治水砂防事業の促進に向けては、同盟会等によりまして国・県への強い要望活動を実施するなどにも取り組んでおりました。村民の皆さんが安心・安全に暮らせる福祉村に向けまして、推進を進めているところでございます。

これもひとえに議員各位はじめ、村民皆様のご理解とご協力の下と深く感謝を申し上げます。限られた予算の中で、村民皆様のお声を大切に受け止めまして、財源確保に努め、健全財政を維持しながら村政運営に努めてまいりたいと存じますので、格段のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今定例会では、聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起、令和7年度一般会計や特別会計の補正予算など5議案を提出させていただくものでございます。詳細につきましては、後ほど提案理由の説明で申し上げますが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（清水 清君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果について、お手元に配付してあるとおりでございます。

そのほか、報告がありましたら行ってください。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） ないようですので、これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情等の委員会付託について

○議長（清水 清君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第7－7号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情、第7－8号 不登校児童生徒のフリースクール利用に係る学費補助に関する請願、第7－9号 医療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情、以上3件につきましては、社会文教委員会に付託をいたしますので、委員会での審議をお願いいたします。

なお、第7－10号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情については、文書配付のみといたします。

◎議案第1号～議案第5号まで一括上程、提案理由の説明

○議長（清水 清君） 日程第6、議案第1号から議案第5号までの5議案を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 本定例会に提出いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し

上げます。

聖高原別荘地において地上権設定契約者が死亡し、相続人不存在となっている権利について、権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

令和7年度も第3四半期を過ぎようとしておりますが、事務事業は順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について、予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金では衛生費国庫負担金、衛生費国庫補助金、民生費国庫委託金の増額を、総務費国庫補助金の減額を、県支出金では衛生費県負担金、農林水産業費県補助金の増額を、商工費補助金の増減額を、繰入金では介護保険特別会計繰入金の増額を、財政調整基金繰入金の減額を、諸収入では雑入の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

総務費では、報酬、使用料及び賃貸料の増額を、職員手当等、需用費、役務費、PCリプレイスに伴う委託料、村議会議員一般選挙に伴う負担金、補助及び交付金の減額を補正計上いたしました。

民生費では、委託料、負担金、補助及び交付金、使用料及び賃借料の増額を、財源組替を補正計上いたしました。

衛生費では、負担金、補助及び交付金、扶助費、償還金利子及び割引料について、前年度精算返還金の増額を、予防接種事業に伴う需用費の減額を、財源組替を補正計上いたしました。

農林水産業費では、農地利用最適化交付金事業報酬の増額を補正計上いたしました。

商工費では、委託料、使用料及び賃貸料、備品購入費の増額を、工事請負費の減額を補正計上いたしました。

土木費では、天王団地擁壁補強工事費の増額を補正計上いたしました。

教育費では、需用費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、償還金利子及び割引料について、前年度精算返還金の増額を補正計上いたしました。

公債費では、長期債利子償還金の増額を補正計上いたしました。

予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものです。

補正額は240万円の増額で、歳入歳出の総額は33億9,630万円となります。

次に、議案第3号 令和7年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、諸収入の増額を補正計上いたしました。

歳出では、総務費、保険給付費及び地域支援事業費の増額を、諸支出金の減額を補正計上いたしました。

補正額は1,000万円の増額で、歳入歳出の総額は5億7,000万円となります。

次に、議案第4号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

収益的支出について、営業費用の原水及び浄水費、営業外費用の企業債利息の増額を補正計上いたしました。

資本的収入において、企業債、国庫補助金の増額を補正計上いたしました。

資本的支出においては、建設改良費の委託料、工事請負費、企業債償還金の増額を補正計上いたしました。

議案第5号 令和7年度麻績村下水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

収益的支出において、営業外費用の企業債利息の増額を補正計上いたしました。

以上、議案5件です。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（清水 清君） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については12月9日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、議案第1号から議案第5号は上程のみとすることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（清水 清君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和7年第4回12月定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会において、議案及び補正予算等の提出案件について提出者より説明がありますので、委員会室にご移動をお願いいたします。

また、全員協議会終了後、社会文教委員会を行いますので、よろしくお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前 9時19分

令和7年第4回麻績村議会定例会（第2日）

議 事 日 程（第2号）

令和7年12月5日（金）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1 番 高 野 秀 雄 君

2 番 中 村 まり子 君

3 番 飯 森 寛 志 君

4 番 宮 下 朗 君

5 番 山 口 利 江 君

6 番 塚 原 利 彦 君

7 番 刈 間 利 恵 君

8 番 清 水 清 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進課 長 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 塚 原 貴 志 君

住 民 課 長 宮 下 佳 康 君

振 興 課 長 宮 下 浩 保 君

観 光 課 長 塚 原 優 仁 君

教 育 次 長 宮 下 信 俊 君

代表監査委員 飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長 市 川 嘉 忠

書 記 小 西 和可奈

書 記 臼 井 孝 夫

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清水 清君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員でございます。定足数に達していますので、令和7年第4回麻績村議会12月定例会2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程はお手元にお配りのとおりでございます。

事務局長より、本日の議事日程について説明を願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（清水 清君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は7名です。

質問の順番は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりでございます。

質問者は自席にて質問を行ってください。

それでは、順番に発言を許可いたします。

◇ 高 野 秀 雄 君

○議長（清水 清君） 初めに、1 番、高野秀雄議員の一般質問を許可いたします。

1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） おはようございます。

私、議員となりまして初めての一般質問になりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

まず、先に通告いたしました2 項目について、一問一答形式で議席にてお尋ねします。

初めに、有害鳥獣対策についてお尋ねします。

日頃から猟友会の皆さんのご苦勞に感謝しております。現在、熊の出没で全国的な問題がありますが、他の議員からの質問もございますので、私は熊対策以外の村全体の鳥獣被害並びに対策についてお聞きしたいと思います。

初めに、当村での被害状況は、村ではどのように把握しているかお尋ねします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

当村での被害状況それから村での把握状況ということでございますが、被害状況につきましては、現在、村として個別の被害状況でございますけれども、把握はしてございません。被害の実態につきましては、J Aそれから農業共済、農済が中心となって把握してございます。

村といたしましては、これら関係機関と連携いたしまして、必要に応じて情報を共有しながら、有害鳥獣対策に今後も取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） でも、これからはちょっと把握していかないと、これ以上また増えてくると、農作物もいろいろあるので、少しでも猟友会の皆さんと協力してやっていただければありがたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、被害状況につきましては、先ほど申し上げたとおり農協 J A、そ

れから農済が中心となって把握をしているものでございますが、村としても、なかなかちょっと直接全件を把握するという事は難しい状況ではありますが、しっかり関係機関と情報共有、それから現地対応を含めた支援もしっかり検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） 分かりました。

では、次の質問に移ります。

個人の防衛対策での電柵対応の村内の設置状況については、どのようになっているかお願いいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 村内の電気柵の設置の状況につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、過去 5 年間の電気柵の設置に係る補助金の申請件数につきまして、申し上げさせていただきます。

まず令和 2 年度につきましては16件、令和 3 年度20件、令和 4 年度18件、令和 5 年度24件、令和 6 年度が23件、令和 7 年度が20件、令和 7 年度につきましては10月末現在の数字となっております。

村内における電気柵設置への補助金申請件数をただいま申し上げましたけれども、推移を見ますと、令和 2 年度の16件を皮切りに、年度ごとに多少の増減はありますが、おおむね20件程度で推移をしている状況であります。

一定の需要が継続しているということがうかがえると思います。

令和 7 年度につきましては、10月末時点で20件の申請をいただいておりますが、引き続き電気柵設置の必要性は高い状況であると認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） これからもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、そこで個人がそれぞれ防衛対策としている電気柵の有効な手段として取り入れておりますが、行政からの支援として、現在の 6 割補助を 8 割補助にできないか、そして10万円以上の今の事業費を 5 万円以上にさせていただきたいと思います。補助対象の見直しを

していただくことにより、農地の荒廃地対策にもつながると感じております。

私の地元でも、早い時期から導入されて効果がありました。しかし、やはり経年劣化等により線も駄目になり、棒もある程度壊されたりして、非常に修理も大変になっております。個人が設置するには、今物価高になってきて、昔の電気柵の材料費より今現在は結構なお金がかかるようになってきておりますので、なかなか実施まで至っていない状況があります。補助金の見直しも検討していただきたいと思いますが、さっきの報告で、どんどん電気柵の関係も増えていますので、補助金をどうにかできないかとお尋ねしますが、よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

今、議員の質問にあるとおり、鳥獣害の被害というのは、大変農地に多くなってきているのは実情でございます。私自身も農業をやる中においては、今まであまりなかったわけでございますけれども、近年はいろいろな被害を受けているというような形でございます。

また、いろいろと筑北地域、また麻績村筑北村におきましては、猟友会の皆さん方が大変ご苦労いただく中で、麻績で大体年間150頭から160頭ぐらい、筑北両村を合わせますと約800頭から900頭ぐらいのそういった鳥獣を、鹿とかそういうものを駆除しているにもかかわらず、年々増えるということは、それだけ繁殖力が旺盛かなというような感を持っているところでございます。

そういった形で、今近年被害に遭うような現状は理解をしているわけでございますけれども、今言われたとおり、6万円以上の電柵の設置に対しまして6割補助というようなことで、村のほうは実施をさせていただいております。できれば集落単位の大規模のそういった取組等になりますと、国等の補助もありますので、今後そういった大規模な設置というようなものについても、集落単位で考えていただく余地があるのではないかなと考えているところでございます。

現補助の中で、多くの皆さんが電気柵を設置していただいたわけでございますが、補助の増減や事業費の引下げなどの要望等、今言われたとおりあるわけでございますけれども、近隣市町村の取組等の比較も行う中で、今後研究させていただければありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） そういうのを になるんですけれども、例えばお年寄りの方と
いうか、高齢の方で例えば 1 畝とか 2 畝ぐらいのところで自家用野菜とかを作っているんで
すが、そういう方にも補助の範囲を広げていただければ、そんなにかからないんですけれど
も、材料費だけでもいただければ、各区のほうで部落のほうでも協力して張れると思います。
それで、やはりみんな作っても、みんな鹿やイノシシに食われちゃうということで悩んで
きておりますので、またそうなってくると、高齢者の方も作らなくなってしまうと思います
ので、そういうことも配慮していただければありがたいと思っております。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） なかなか補助事業につきましては、村においても膨大な数の補助とい
うような形で、今積み重ねていくと 70 事業ぐらいの補助を出しているような形でございます。
なかなか隅々まで村の財政の中で補助というのは、大変難しい部分もあるわけでござい
ますが、今言われたとおり、総体的に検討させていただく中で、今後研究させていただ
ければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番議員、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、ほかの町村の状況は、どんなふうになっているのでしょうか。例えば補助金の関係
とか、いろいろなことがあると思いますけれども、他村との違いというか、そういうものが
ありましたらお聞きしますが、よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 電気柵の関係でよろしいでしょうか、他村の。

電気柵の他村の状況ということでございますが、把握しているのは松本管内でございます。
松本管内それぞれの市町村でございますが、電気柵の購入につきましては、補助があるところ、
ないところがございます。補助があるところでも、当村と同様に資材購入費で、大体が
補助率が 50%、2 分の 1 でございます。

当村は 6 万円以上の資材の購入に対して 6 割ということでございますので、ほかと比べれ
ば補助率はいいほうなのかなというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（清水 清君） 高野議員。

○1番（高野秀雄君） ありがとうございました。

それで、村として今以上の有害鳥獣対策の考えというか、みんなができるようなことは考えておるかお聞きします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 現在、農業を続けるためには、こういった農業振興等、こういった支援というのは前提条件となりつつある現状というのは、十分に認識しております。現状の実情とか農家の皆様の負担を軽減する必要性は十分に認識しておりますので、今後、被害状況などを踏まえながら、段階的に研究したり検討をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員。

○1番（高野秀雄君） ありがとうございました。

それで、今後において、自己防衛に努めていくことは理解しますが、補助金の加算対応も見直していただければ大変ありがたいと思いますので、要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 先ほども申し上げましたが、この辺は段階的に研究、検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員。

○1番（高野秀雄君） ありがとうございます。

それでは、次に、村営バスの運行についてお尋ねいたしますが、よろしくお願いいたします。

村にとって村バス運行は公共交通機関としてなくてはならない事業だと理解しておりますが、保育園児の通園、小学校のスクールバスの機能も果たしております。そこで、運行についてお尋ねしますが、地域循環バス、今滑沢線が本年4月よりデマンドバスとして実証実験として運行されていますが、実証実験の結果と、アンケートを取られたと聞いておりますので、実証結果とその評価とアンケート結果の評価もどのように考えておりますかお尋ねした

いと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 私のほうから、では、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、滑沢線経由便でのデマンドバスの実証実験の利用状況からという形で、お答えをさせていただきたいと思います。

令和7年4月1日から9月末まで実証運行期間としまして、地域循環型地域循環路線のうちの滑沢線経由便で、月曜日と木曜日につきまして、デマンドバスとして運行をしてまいりました。

各月の利用状況を申し上げます。

4月、運行便数63便、乗車人数75人。5月、運行便数59便、乗車人数67人。6月、運行便数72便、乗車人数75人。7月、運行便数44便、乗車人数46人。8月、運行便数35便、乗車人数35人。9月、運行便数62便、乗車人数63人となっております。なお、9月の実証運行期間終了後におきましても、同路線につきましては、デマンドバスとして運行を継続しておることを申し添えます。

あと、アンケートの結果という部分でございますが、それぞれの設問をさせていただきましたが、アンケートの設問の中で、「デマンドバスがあると外出する機会が増えたり、行動範囲が広がったりすると思いますか」というような問いに対しましては、「思う」という方が大半を占めておるというところでございます。また、「デマンドバスが使いえなくなるとどう思いますか」という設問に対しましては、「非常に困る」「やや困る」が20名の方、10名、10名というような形でございます。

実証運行をした結果でございますけれども、必要性ですとか利便性をお感じいただけたと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員。

○1番（高野秀雄君） その中で、今の実証実験の中で見て、いつ頃デマンドバスの決定をするのかお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

今後の部分という形になろうかと思いますが、今年度につきましては、定時定路線バスの

滑沢線、樺内線、聖高原線、地域循環型バスの樺内線経由便、聖高原線経由便は、従来どおりという形で運行を今年度につきましてはさせていただきたいと思います。その後につきましては、定時定路線バスについては現状のとおりという形でございますが、地域循環型バスの3路線でございます残り2路線につきましても、デマンドでという考えであります。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） ありがとうございます。

それでは、もしこのデマンドバス式運行はずっとやるということによろしいですかね。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 先ほど申し上げましたとおり、来年度から地域循環型路線につきましては、3 路線ともデマンドバスという形で運行を行う予定としておるということでございます。

運行をする中で、何か不具合があった場合につきましては、協議検討しなければなりませんけれども、何もないければ、そのままデマンドバスという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） ありがとうございます。

それで、このデマンドバスを続けるに当たりまして、ちょっと聞きたいんですけども、従来の停留所までとしているところではありますが、今 A コープの麻績店前に停留所がないし、路線の見直しの中で、手取の上側のほうの方が乗りたいんですが、あそこは中芝からの線がないので、そういうところも考えまして、村営バスの路線の変更の見直しとか、停留所の新たに設置の考えはどのように考えておるのかお聞きします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

路線の変更につきましては、現在考えてございません。しかしながら、今、議員おっしゃったように、J A のところにバス停というようなご意見もいただいているのは確かなところでございます。バス停につきましては、全体を見直す中で、要望等あったところについては設置をと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） では、手取のほうとか、そういうところは当面、停留所を作る気はないということよろしいですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 先ほど J A と申し上げたのは、要望があったというところでございます。ほかに要望があったりした場面については、内部で検討する中で、必要に応じて設置、または逆に利用者が少ないところについては、廃止という部分も考えられます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） ありがとうございます。

さっきの総務課長の答弁とちょっと重なる点もあるんですけども、循環バスの樺内線と聖高原線については、どのように考えておるのかお聞きします。現在の時刻等を設定して運行されているんですけども、デマンドバスでやるのかということを、また再確認みたいになってしまいますけれども、よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 樺内線と聖高原線の今後デマンドバスという部分の考え方につきまして、お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、9 月末まで実証運行期間としましてデマンドバスという形で運行してまいりました。期間終了後に利用登録者45人に対しまして、アンケート調査を行ってございます。回答者数は27人で、回答率が60%ということでした。

ちょっと先ほど申し上げた部分と重複するわけですが、アンケートの設問の中で、「デマンドバスがあると外出する機会が増えたり、行動範囲が広がったりすると思いますか」の問いに対しまして、「思う」が18人、「思わない」が2人、「どちらともいえない」が5人、「デマンドバスが使いえなくなるとどう思いますか」の問いに対して、「非常に困る」10人、「やや困る」10人、「普通」1人、「困らない」1人、「わからない」1人というような結果でございました。

また、自由なご意見を頂戴したわけですが、「高齢化で車の運転が出来なくなっ

た時には大変ありがたい」「自動車の運転免許証を返納しても、何とか生活していけるような気持ちになった」など、デマンドバスの必要性ですとか利便性などを感じていただけたものと思っております。

アンケートの結果やいただいたご意見を踏まえまして、令和8年度におきましては、樺内線経由便、聖高原線経由便につきましても、デマンドでという考えでございます。そこに向けた事務を進めてまいりたいと思っております。アンケート調査におきまして、先ほど申し上げたほかにも様々なご意見をいただいております。それらにお応えできるよう、内部で研究検討、また運行事業者との協議調整を行い、より利便性の高いデマンドバスの運行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、今年度中に麻績村営バス運営審議会を開催いたしまして、委員の皆様にもお諮りをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員。

○1番（高野秀雄君） ありがとうございます。

ということは、今やっている送迎バスの運行ですけれども、これは継続するのか、もしくは全部全てをデマンド化にするのかお聞きします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

まず定時定路線バスの3路線については、現状のままという形でございます。地域循環型バスにつきましても3路線をデマンドバスにするということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員。

○1番（高野秀雄君） よろしく願いいたします。保育園や小学校の通園がありますので、今後よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、今、交通弱者、さっきの課長さんも言われましたが、高齢者は今免許を返納などで足の確保が大事になっていると思いますので、そういう問題に対しては、どのようにお考えですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

交通弱者という形で、高齢化が進む中で増えてくるというような形で認識はしてございます。そういった方々のために、ご意見をいただいたものについても、内部で協議や検討しまして、先ほど申し上げましたように、デマンド化をする中で、利用しやすいような形で対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） よろしくお願ひいたします。

次に、広域の関係でお尋ねします。

広域の視野で、筑北村との連携の考えはないのかあるのかをお尋ねします。

本年 3 月末、今まで駅前のタクシーで始めた村営バス運行バスの委託事業であったアルピコさんが、会社都合で撤退して、今は筑北村の有限会社聖高原バスが継続されて、住民の足の確保に支障がなく今日まで来ておりますが、筑北村でも麻績を含め定時定路線、例えば滑沢線と駅とか、宮本地区間の停留所の活用などの見直しの声を耳にしますが、村長さんの考えとしては、例えばこれに対してはあれなんですけれども、麻績から坂井へ行きたい人とか、麻績から坂北・本城のほうへ行きたい人もおると思いますので、その辺は筑北村との連携については、どのようにお考えですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 村営バスにつきましては、それぞれの村で高齢者福祉あるいは交通弱者のために運行しているというような状況でございます。また、運行形態につきましても、筑北村、麻績村、そういう運行形態は違うわけでございますけれども、そういった中で、やはり村、村の中でのいろいろな協議が必要になってくるというような感じでございます。なかなかそういった部分で、今後においては、そういった協議も必要ではないかと思うところでございますけれども、現状の中では、それぞれの村がそれぞれの住民のために運行しているバスでございますので、なかなかすぐ広域的というような部分はいきませんけれども、今後協議を重ねる中で進めていかれるかと思っておりますのでございます。

もう 1 点は、今デマンドというような形で世の中が動いているわけでございますけれども、アンケートの中の少数の意見の中には、やはりデマンドという部分については、連絡をして、いつ、何時に乗りたいのかというような電話をしなければならない、連絡しなければならない

いという一つの問題がございます。そういった中においては、お年寄りの中には、決まった時間にバスが来てくれば、そこへ行けばバスが来るんだというような部分もいいのではないかなというような、そんなご意見もあったということでございますので、お含みおきをいただきたいと思うところでございます。

ただ、デマンド化という部分になりますと、やはり先ほど実証実験あるいはそういった便数に対する乗車人員というような形をお話ししたところでございますけれども、大体1便に1人というような、そんな平均かなということでございます。より多くの村民の皆さん方にご利用いただければ、バスの運営も大変楽になるのではないかと考えているところでございますけれども、そういった意味で、今後、デマンド化ということになると、利点としては、やはり決められた停留所までスムーズに行って、そこで乗せて帰ってくるということがございますので、今までのバスみたいに全部を回らなくてもいいということでございますので、時間短縮が図れるというような形の中においても、利便性が高まっているのではないかと考えているところでございます。

広域的なそういったバスの部分につきましては、これは単村だけでは決められるわけにいきませんので、今後そういった機会があれば、筑北村さん等とも事務者レベルの中から協議を重ねていかれればと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） やはりできるところは筑北村と一緒にやっていったほうが、効率もよくなると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 中 村 まり子 君

○議長（清水 清君） 続いて、2 番、中村まり子議員の一般質問を許可いたします。

中村議員。

○2 番（中村まり子君） 本日は、通告どおり 2 項目で一問一答の回答でお願いします。

聖高原観光について、夏季シーズンのスライダー運行状況は。

近年、温暖化が進み、気温上昇でスライダーが熱して営業できなくなる時間帯が出ております。お客様に迷惑をかけないためにはどうしたらよいか、村長または観光課のご意見を聞かせてください。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、私のほうから、質疑の運行状況についてお答えをさせていただきます。

今期のスライダーの運行状況につきましては、4月26日から11月3日までの期間で、火曜日定休日午前8時40分から16時30分の営業となっております。なお、先ほど議員おっしゃるとおり、近年、夏の気温が上昇しまして、設置当初からは考えられないんですが、スライダーレーンの温度が上がって、ブレーキの利きが悪くなるおそれが生じております。お客様が事故を起こしけがをされることが考えられるため、レーンの温度が上昇した際は、営業時間を1時間ほどスライダーの運行を中止し、レーンの温度が下がった時点で営業をするように調整しております。

これにつきましては、いろいろなやり方があるか研究をしておりますけれども、やはりお客様優先、けがをしないようにということで対応しているものでございますので、お客様にはご理解をいただいて、中止をするような形で営業しております。

以上です。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） そのスライダーなんですけれども、1時間ぐらいでストップというのは、ちょっと間違いではないですか、1時間ぐらいだけストップするというのは。ステンレス製でできているので、そう簡単には温度が下がらないと思うんですよね。そういうことで、やはり従業員も、せっかく仕事に来ているのに、そういうストップ、2時間、3時間ストップされると、ちょっと気分的にも嫌な気持ちになるし、私は釣りのほうにいますけれども、やはり釣りのほうにお客様が来て文句を言うんですよね。どうしてスライダーっていうか、リフトのほう、どうしてやっていないんだって、休憩になっているじゃないかというのを。やはりそういう声がすごく聞こえるので、もう少しお客様に対しての対応が必要ではないかなと思います。

そういう面では、安全性とかお客様に対しての安全性とか、いろいろな面をもう少し配慮

して、ちょっと何か考えてほしいなど、従業員も休ませておくのではなくて、お客様も同様、村内からだけ来ているわけではないんですよね。県外、結構多いところは大阪、九州、東北のほうまで流れて、それでせっかく休みだからって来ても、止まっているというのがあって、すごく残念がって、どういうことと聞かれるので、そこをもう少しきちんとした説明を貼り出してほしいなと思います。どう思いますか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今言われるとおり、当初建設時期においては、これほど猛暑というような温度上昇がということも考えられなかったわけでございますけれども、今は40度を超えるというような日本の列島の中には出てきているというようなことでございます。聖高原も湖水で約960メートル、約1,000メートルのところでございますけれども、なかなかそういった意味では、今猛暑の中では温度が上がる、そして今言われたとおり、スライダーのレーンもステンレスというようなことでございますので、どうしても気温上昇するというような形でございます。

そういった対策という部分で、今、時間を取って温度が下がるまでというようなことでやっているわけでございますけれども、なかなか今言われたとおり、遠くから来たお客様等々については、観光客の皆様方においては、せっかく来たのにというような部分も往々にして出てくるのではないかと思うところでございます。

今後、やはりその防護策という部分も大変難しい部分もあるわけでございますけれども、少しでもそういう営業ができるような形に、今後そういった取組も研究していかなければいけないかなと思っているところでございますので、またそういった部分で、ある一部の急斜面のコースぐらいにはテントをかけるとか、そんなような経費がそんなにかからなくて、なおかつ安全を確保できるような、そんな様式を研究できればと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） テントを張るとか、いろいろな面で今工夫しているというんですけども、必ず実現する方向でお願いします。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 次に、聖湖の湖水減少対策は。

聖湖は、固定栈橋の関係上、水位が下がると釣りのお客様に大変迷惑をかけております。釣りのお客様が腹ばいになり、身を乗り出して水をくみ上げていて大変です。すごく危険、私たちが見ているとすごく危険な行為をしているなと思っています。年々、釣り人も高齢化しており、もう少し配慮が必要かと思いますが、村として、観光課として、その状況を把握しておりますか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、私のほうから、聖湖の湖水減少対策についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、聖湖の水、大分今年度減りました。聖湖の湖水につきましては、ご存じのように、4区の農業用水として利用するものとなっております。今年のように雨が少なく、農業用水として使用する水量が多い年は、当然聖湖の水が減り、栈橋から水面までの高さが高くなりまして、釣りをされるお客様に非常に迷惑をかけていることは私のほうでも承知をしております。また、それによって、釣りに来るお客様が減るということも懸念されます。

放水する流量につきましては、地区の水利委員さんや4区の区長さんと相談しながら、必要な量を放水していただくように、こちらからはお願いはしているところでございます。

今年は栈橋から最大で1メートルほど水量が減りました。現時点では大分水位は戻っておりますけれども、ヘラブナ釣りを楽しみに来ていただくお客様には不便をかけることから、釣りの料金を1日1,500円から1,000円に値下げしまして対応をしております。

栈橋につきましては、浮き栈橋の設置等対応することが考えられますが、景観上の問題、またかなり費用がかかることから、補助金の活用ができるものがあるか、また一部を浮き栈橋にして対応する等、今後、釣り場の状況を見ながら、メリット、デメリットを考慮して研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 先ほど今、課長のほうから浮き栈橋の話が出ましたが、都会から来るお客様には、固定栈橋が風情があっていい、今そういうところはそんなにないと、だけれども県内のお客様たちは、美鈴湖なんかが浮き栈橋になっていて、やはり釣りやすいと、水が減ると同時に橋も落ちてくると、だから水の少なさが関係なく釣りを楽しめるといふ声が多いんですね。

今栈橋が4か所あるんですけれども、それを全部固定栈橋でなく、浮き栈橋にするのではなくて、試験的にいろいろ視察して、浮き栈橋がどういうメリットがあるかデメリットがあるかというのも、ちょっと観光課のほうでいろいろ視察して、今後1か所だけでもいいですので、試験的に浮き栈橋を設置できるように努力してください。

よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁が必要ですか。

○2番（中村まり子君） はい、すみません。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今言われたとおり、やはり今年は渇水というような形、雨量が少なかったということで、一時は1メートルぐらい水位が下がったというようなことでございます。また、どうしても聖湖の湖面ということになると、側溝のほうは若干降ればすぐたまるわけでございますけれども、表面面積はかなりの面積がございますので、かなりの雨量がないと、なかなか水位が上がってこないというような状況で、ようやく今になって50センチぐらい上がってきて、50センチぐらい低いかないというような形でございます。

あくまでもこの聖湖については、農業用水というような活用ということの池でございますので、これを観光用にとというようなことで併用しながら、協議をいただく中で活用させていただいているということでございますので、なかなかまず農業用水に使って、その後観光というような部分でございますので、難しい部分もあるわけでございますけれども、今言われたとおり、栈橋等も浮き栈橋というようなお話も出てございます。

私どものほうも、やはり美鈴湖等、あるいは松原湖等々のそういった部分も視察をさせていただく中においては、一長一短あるわけでございますけれども、やはり浮き栈橋になりますと、釣っている後ろを歩くとゆらゆら揺れるというようなことで、果たしてそれがいいのかというような部分もあったり、渇水期には浮き栈橋であれば水位と同じに下がっていくというようなことで、釣る皆さん方には不便を来さないというようなこともあるわけでございます。そういった意味で、今後なおかつ浮き栈橋というようなことになると、1メートル、2メートルというわけではございませんので、どうしても50メートル、100メートルというような浮き栈橋の設置というようなことになりますので、膨大な事業費もかかるという部分もございます。

今後、そういった部分も併せて検討しながら、対応できればと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） ありがとうございます。

ぜひ計画の中に入れておいてください。お願いします。

聖湖は農業用水として利用されており、市野川から梶浦方面へと農作業の時期は池の水が必要となります。その用水路が老化しているために漏水して、下のほうまで水が行き届かないと聞いております。今聖高原から下に流れる用水路を調査してみることはできないですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 農業用水路ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

聖湖につきましては、4 区の水利、市野川、梶浦、本町、宮本地域を受益とする水利となっております。六、七年ぐらい前から、この受益につきましては、幹線を中心に水路のほうの整備をさせていただいております。今も継続中でございますが、結論から申し上げますと、なかなかその全体の水路を漏水調査をするというようなことは、なかなかちょっと技術的といいますか、費用的にもかなり難しい面がございます。物理的といいますか、誰もが見てもそこで漏水がしているということが確認できれば、村としても何かしらの対応に努めるといってございますが、基本的には水路の維持管理につきましては、その地域の水利組合であったり、また個人の皆様、こちらが基本的には維持管理をしていただくものでございますので、しっかり水路のほうを確認をしていただいて、もし漏水箇所とかございましたら、その担当地域の区長を通じて村のほうに要請していただければ、その修繕とか更新とか、その方向性につきましてまず調査をさせていただきたいと思いますので、ご理解をよろしく願います。

以上です。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） その漏水なんですけれども、実際流れてきているのを使っている方たちからの、一度漏水しているから調査を実施してほしいんだということは言われているんですね。それによって、聖湖から流れる水が、多少なりともが一んと流されるのではなくて、そういうのを漏水している部分をきちんと調査してやれば、そんなにまで水ががんがん流さなくても済むのではないのということを、正直これは市野川、梶浦方面の方から言われ

たんですよ、それをどうしても実施してほしいんだということで。できれば調査を実施していただけますか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） ただいまの水路の問題点でございますけれども、この農業用水路につきましては、ほぼ昭和の時代から構造改善というような形の中で水路整備をされてきて、長年そういった部分で老朽化がしてきているというのは実情でございます。なかなか水路の整備につきましては、膨大な費用がかかるというような形の中で、今国の補助金を使う中で徐々に整備を進めているというようなところでございます。

市野川方面においても、今梶浦地区というような形で整備を進めさせていただいているわけでございますけれども、そういった受益面積に応じた水路等の国庫補助に対する申請等については、幾つも上げてあるわけでございますけれども、国のほうの補助関係によって、なかなか一括一気にというわけにはいかないというような状況でございます。

そういった整備につきましても、徐々に今後整備が図れればと思っているところでございますし、また今、振興課長のほうから言われたとおり、やはり地域の水路、地域の皆さん方に管理をしていただきたい、受益者の皆さん方に管理をしていただきたいというのが根本的、基本的スタンスですけれども、そういった中で、どうしてもここら辺のところは漏水しているのではないかと、ここら辺のところの集水ますは漏っているのではないかというような、そういった日常の中での感じていることを、村のほうへお知らせいただいて、そういった部分的な部分で直せる部分であれば、村のほうも随時対応しているというようなことでございますので、そういった意味で、幾らかでもそういった地区の皆さん方のご協力をいただく中で、また国等の補助事業を活用する中で、逐次進めてまいりたいと考えておるところでございます。

一気にできなくて、そういった農業耕作者、地権者、水利権者の皆様方には大変ご迷惑をかけるわけでございますけれども、ご理解いただく中で、よろしくをお願いをしたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） 分かりました。

また、こういうことを言われた方たちには、こんな状況ですということを伝えます。あり

がとうございました。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） 次に、オートキャンプ場の利用状況は。

オートキャンプ場を設置しましたが、利用のお客様から利用しにくいとの声が多いです。
利用状況を教えてくださいませんか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、オートキャンプ場利用状況の数字をお答えいたします。

本年度利用状況につきましては、17組45人のお客様にご利用をいただいております。

以上です。

○議長（清水 清君） 中村議員。

○2 番（中村まり子君） ありがとうございました。

お客様の苦情というのが、オートキャンプ場としては狭すぎる、それと自分たちで持ってきたテントが張れないという状況なんですよ。そこをもう少し考えていただけないでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、お答えさせていただきます。

昨年8月にオープンし、2年目のシーズンが終了いたしました。コロナ禍が落ち着いて、キャンプブームが一時期より落ち着いてきたのかなというふうに思っております。キャンプ場につきましては、いろいろなお声をいただいております。まだ2年ということですので、今後お客様が来ていただけるように、イベントなり開催して集客に努めていきたいと思っておりますけれども、今後利用されたお客様の声を聞きながら、こちらのほうとしてもいろいろなことを研究していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） 分かりました。

聖高原をにぎやかにするためには、ぜひいろいろなイベントを催して頑張ってください。
私たちもそれに便乗して頑張ります。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） 最後に、年々積雪の減少に伴い、今後のゲレンデ営業はどうなるの

か教えていただけますか。

今回は雪のマシンのポンプが修理のおかげでできると思う、もし雪が少なくなってもできると思います。でも、今後何年後かに気温が下がらず、雪もできないという状態になったときに、スキーなどに頼るのではなくて、それに代わる遊びを考えていくプランはございますか。村長、名指しで。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 聖高原スキー場につきましては、本当に強いて言えば長野県下で一番コンパクトではないかというような、ファミリーゲレンデとなっております。特に利用される皆さん方も、近隣の市町村の方々が多いというような形でございますけれども、やはり地域の子供たちの育成という部分に、また冬季スポーツの推進というような部分についても、大変重要な位置づけではないかと思っているところでございます。

今年度につきましても、やはり12月12日に冬山開きというようなことでございまして、その後、今工事を進めておりますスノーマシンのほうの湖水から送り込む送水ポンプのほうを、今整備をしているところでございますので、やはりこの年末前の冷えたときに、スノーマシンが活用できるのではないかと思っているところでございます。

今質問のとおり、今後のというような部分でございますけれども、やはり地球温暖化というようなことが騒がれておりまして、どうしても全国的に温度が上昇してきているという中においては、雪の降る量というのが年々少なくなっているというのは、皆さんも感じているところだと思います。なおかつ、1月、2月あたりの大寒と言われるようなときにも、雪ではなくて雨が降っているというような、こういった異常気象状況が今後続くというようなことも予測されるわけでございますけれども、今後においては、そういった場面になってきたときには、やはり雪も降らない、雪も作れないとなってくれば、いろいろと長野県下にもまだ南のほうにもスキー場がございますけれども、そういった部分でそれぞれのスキー場で今後観光という部分について、方向性を転換していかなければいけない時期も来るのではないかと思っているところでございます。

その方向の転換が、どういったものかということとは、まだまだ今模索できる段階ではございませんけれども、今後そういった部分も見据えながら、長期構想の中で、どうしていくかというようなことも逐次検討していかなければいけないと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 分かりました。ありがとうございます。いろいろ考えてください。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 次に、駅前駐車場について。

駅前駐車場の利用状況なんですけど、村民のために用意している駐車場、この利用率というのはどういう状況なんですか、教えてください。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから、駅前駐車場の利用状況につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、駅前駐車場の概要から申し上げます。

月極駐車場につきましては、村営住宅のスカイパレスカタクリを挟みまして東側に17区画、西側、要は駅舎側でございますが、そちらに60区画、合計77区画となっております。

東側駐車場につきましては、17区画中2区画が、冬期の除雪をした雪をためる場所として貸出しを行ってございません。したがって15区画となり、12月1日現在、10区画が契約済みとなっております。契約率は60%という形でございます。

次に、西側駐車場につきましては、60区画中10区画が、冬季の除雪をした雪、また管理上必要箇所として貸出しを行ってございません。したがって50区画となりまして、12月1日現在、40区画が契約済みとなっております。契約率80%という形になります。

月額料金につきましては、東側駐車場は駅舎から離れていることもありまして、月額2,000円、西側駐車場は月額2,600円となっております。また、東側駐車場の一角を一時利用の駐車場として7区画用意をしてございます。一時利用の駐車場につきましては、聖高原駅を利用してお出かけになる方に対しまして、最長連続3日を限度としまして貸出しをするものでございます。料金につきましては、日額400円となっております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） ありがとうございます。

次に、駅前駐車場、村が貸し出している部分なんですけれども、高齢者の利用したお客様から言われたんですけれども、何か手続が面倒だぞという感じなんですよ。お借りするの

に手続の順番はどんな感じになっているのでしょうか。教えていただけますか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、ご利用いただくに当たりましての手続方法について、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、月極駐車場の手続となります。駐車区画につきましては、空いている場所からご案内をさせていただいてございます。ご案内をした区画でよければ、村と月極自動車駐車場賃貸借契約書を交わしていただきます。料金につきましては、口座振替でという形をお願いをしてございます。手続の完了に併せまして、駐車場の使用許可証を発行いたします。

逆に、利用をやめる場合でございますが、聖高原駅前駐車場明渡書の提出に併せまして、使用許可証をご返却をいただいております。駐車区画のご案内もありますので、原則ご来庁をいただいているところでございますが、都合によりまして来庁できない場合につきましては、郵送でのやり取りも対応させていただいているという状況でございます。

次に、一時利用の駐車場の手続となりますが、利用される方が空き状況を現地で確認いただくか、また、電話で確認をいただきまして、受付が役場総務課になってございますので、一度お越しいただきまして、一時利用の届出書の提出とともに、併せまして料金の支払いをお願いしているところでございます。

いずれにしても、この一時利用につきましては、料金の支払いが窓口という形でございますので、ご来庁をいただく形でございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） 利用した方からの問合せなんですけれども、もう少し年寄りがあったら行ってこっち行ってというのが大変だから、駅に今 4 時半頃までいますよね、委託の方が。そういうところで手続を取れないものかと言われたんですけれども、そういうことはできますか、役場までわざわざ行かなくても。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） お話のとおり、以前はバス運行会社さんが替わる以前の会社さんで、徴収業務を担っていただいております。その関係で、役場までご来庁いただかなくてよかったということがございます。運行会社が替わったという形でございまして、現在は

役場総務課までお越しをいただいているところでございます。今ご指摘のとおり、駅の駅員、村の会計年度任用職員でございますが、そういった他の業務につきましては従事できないと、要は駅の業務のみという形で行ってございますので、申し添えます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 分かりました。ありがとうございました。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 以上をもちまして、中村議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（清水 清君） 続いて、3番、飯森寛志議員の一般質問を許可いたします。

飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 3番、飯森寛志です。

事前に通告いたしました3件の質問事項について、一問一答にてご回答のほうをよろしくお願いいたします。

まず、質問事項1ですが、ほかの議員さんからも上がってくると思いますが、熊対策です。

昨今、ニュース、新聞等々で騒がれております。ここに来て急にこのニュースが出てきておりますが、実際この熊の出没が出てきたのは2023年、つい最近のことです。この時期から、各地熊の出没が頻繁になり、ニュースになり、人々の被害ということが報道されてきております。特に東北エリアについては、非常に悲惨な人身事件もございまして、かなり厳しい今の時期を迎えているなと思っている次第です。

また、特に本年は、熊の餌となるドングリが山に非常に不作ということで、餌を求めて里に下りてきているのではないかなという報道もありますし、実際熊の頭数も増えているのではないかなというような報道もございます。特に、ちょっとここで熊ですとか大型鳥獣の資料を参考に申し上げますが、今有害鳥獣で出ております鹿、イノシシですが、1978年から2020年までの間で、鹿は2.7倍増えています。イノシシに関しては1.9倍、ツキノワグマ、これは本州に生息している熊なんですけど、これは1.7倍ということで、約2倍近い増加になっております。その関係で、2024年4月に、国では指定管理鳥獣ということで、熊をイノ

シシ、鹿とともに指定をかけた経緯がございます。

ただここで、大型鳥獣に関しましては、監督官庁に係るのが2つございます。まず捕獲と個体管理に関しましては環境省、実施主体としては都道府県。害獣駆除に関しましては農林水産省、実施主体としては市町村ということで、2つの役所が絡んでおりまして、なかなかここがうまく連携取れていないのかなと思っております。特に害獣駆除に関しましては、今猟友会でもやっておりますが、猟友会自体が割と趣味で狩猟をするということの一環の中で、有害駆除という業務を請け負っている部分もございますし、実際あと土地管理者の土地、敷地内の動物を管理するという義務が、この責任が非常に曖昧になっておりまして、どう対応していいのか、どちらに言っているのかという部分が、非常に難しいのが今の現状ではないかなと思っております。

それでは、ここでちょっと熊の部分についてですが、あまり皆さん、熊のことについてご存じないかなと思っております。本州全体の生育数は今のところ把握しておらないというのが現状です。推定頭数では約4万から5万頭、これは九州以外、四国2県以外の県で生息しているということでございます。

寿命は雌で約30年、雄で約20年という年数を生きております。嗅覚は非常に優れて、猟犬の数倍というデータもございます。基本的には熊は単独で生活しているという動物でございますが、育児中の雌は、約1年半ほど子供と一緒に生活しているというのが現状です。交尾的には初夏の6月、このときには雄と雌が同居して行動しておるという部分でございます。

実際熊は冬場に冬眠すると言われておりますが、昨今ちょっと冬眠の部分がないのではないかなという報道もありますけれども、通常は11月から12月にかけて、3月まで冬眠するというのが熊の生活環境でございます。この中で、妊娠した雌は1月末頃から1頭から2頭を出産するというので、ツキノワグマの自然増加率は1.5倍ということで、非常に高い増加率になっております。これが今の熊が里に出てきている現状ではないかなというふうに認識しておりますし、報道されている事実でございます。

この資料を基にお尋ねいたします。

村として村内での目撃情報、これは肉眼もしくはカメラの情報公開をどのようにしておるかお聞きいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、近年、全国的に、特に東北地方を中心として熊による被害が過去最多となるほど、深刻な状況が続いております。長野県内においても、同様の傾向が見られるところでございます。

本村、麻績村におきましては、生活圏内での出没情報は、現時点では寄せられておりませんが、林地内、これは熊の生息区域と言われる部分でございますが、そちらにおける目撃情報につきましては、何件か報告を受けております。

これらの情報につきましては、広報無線による注意喚起を行うほか、現在はスマートフォンアプリを活用できますので、そちらを県のほうと連携しながら、村民の皆様へ適切な情報提供に努めているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 3 番、飯森議員。

○3 番（飯森寛志君） 今回答の中で、アプリということが出ておりました。実際今、長野県では、目撃情報を共有化するアプリを9月から導入しております。アイエスイーという三重県伊勢市での提供の「けものおと」というアプリでございますので、ただ、これはあまり村内では把握している人がいないのかなと思っておりますし、今まで目撃ですとかカメラで確認した事実をあまり公表していなかったのはなぜなのか、ちょっとそこをお尋ねしたいと思っています。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

公開基準というところになるのかなと思うんですが、基本的にはやはり速やかに広報無線、それから今アプリでございますけれども、周知すると、運用をしておりますが、なかなか過度な情報といいますか、そういった村民の不安を避けるために、一定以上といいますか、生息区域、そういう部分における情報については、安全確保とかそういう部分の中で、情報提供を行っていないといいますか、目撃情報がある中で、あくまでも里地だとか今は生活圏内はないんですが、里地あたりで目撃があったものについては情報を提供しているんですが、熊の生息区域内、そういったもの、カメラだとかそういったものについては、今現在は特に情報公開していないというところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 3 番、飯森議員。

○3 番（飯森寛志君） 出てきて怖いという部分がありますので、あまり不安をかき立てる部

分ではないかなと思いますが、ある程度正確な情報の部分は公開してもいいのではないかな
と思っております。

近隣でも筑北村も目撃されていますし、生坂村では捕獲という部分もありまして、一部新聞配達をやめて、郵送で送るという今は手段になっているというふうにお聞きしております。熊の行動範囲は1日に40キロから60キロ移動するという動物ですので、実際ここではっきり見えなくても、近隣で目撃になった情報があれば、来るなという部分がありますので、しっかりとその情報公開のやり方をしっかり決めておいていただければなと思っております。

そこで、次に、熊の確認、遭遇時の連絡先ということで、お尋ねいたします。

県内の里地で11月にあった熊の目撃件数が135件、過去6年間で最多の数字でございます。人的被害が、2021年4月から2025年度10月末までで長野県で57件、全国で607件という環境省のデータがございます。遭遇したとき、山の中にいて遭遇してどうせいというのは、なかなか言えないんですが、里に下りてきた熊に対しての遭遇での連絡先をどのようにするべきか、お答え願えませんでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

熊の遭遇時の連絡先ということでございますが、熊を確認あるいは遭遇した場合には、状況に応じてございますが、警察、消防署または役場へ通報していただくということにしておりますが、人身被害やその可能性がある場合、また生活圏での遭遇時など、特に緊急性が高い場合には、まずは警察または消防署の通報が優先となります。

一方、山林部の目撃情報やどちらかという緊急性の低い確認情報につきましては、役場のほうへご連絡いただければ、内容を確認する中で、必要な対応を検討いたします。

いずれにしましても、村、警察、消防署など関係機関で情報を共有する中で、それぞれの役割分担に基づき、迅速な対応に努めることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ありがとうございます。

そうしますと、緊急性がある場合は110番、119番、森林の中であれば役場ということでありますが、役場では専用の番号は設定しておりますでしょうか。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

熊の連絡先という部分につきまして、専用の電話番号だとか窓口の設置はありません。通常の役場の代表または振興課の直通のほうへご連絡をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） それでは、村民、住民にこれから、先ほども言いましたけれども、冬眠に入る時期でもあります。実際見かけたときに、森林の中では役場ということであれば、役場の代表の部分を再度周知していただければと思います。紙ベースでも放送でも構いませんので、この番号に一報くださいと。緊急の場合は警察、消防署、110番、119番ということで、住民のほうに周知していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次、昨今言われております里に下りてきた熊に対しての捕獲方法ですけれども、緊急銃猟による当村のマニュアルということでお尋ねいたします。

実際この緊急銃猟に対しては、かなり手続に時間がかかる。緊急という部分にしては、ちょっと緊急ではないような対応にはなっておりますが、この緊急銃猟の条件としては、人の日常生活がなされている場や乗り物に侵入しているか、そのおそれが大きく、緊急性が高く、銃猟以外には捕獲が困難などという点を満たした場合ということになっておりますが、この対応の決定には、市町村、警察、県の各振興局の3者が協議するという部分が今緊急銃猟の中にはあります。そこまで悠長なことをやられていかどうかという部分もありまして、その場合の村の対応、緊急銃猟に対する対応をお尋ねいたします。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

緊急銃猟による当村の対応ということでございますが、先ほど議員おっしゃるとおり、この緊急銃猟の体制については、非常に課題があるところでございます。緊急銃猟の対応につきましては、今長野県が定めております「ツキノワグマ出没時対応マニュアル」に基づき、市町村のほうも、当村も運用するというようにしております。

マニュアルでは、4つの要件がございます。まず、危険鳥獣が日常生活圏へ侵入またはそのおそれがある場合、人の生命、身体に危害が及ぶ可能性が高い場合、麻酔それから追い払い、わなの設置など、銃猟以外の手法では迅速な確保が困難な場合、銃猟の実施によって周

辺住民等への危険が生じないことが認められること、以上の4つの要件が全て満たした場合に、村長の判断により緊急銃猟が実施できることとなっております。

議員おっしゃるとおり、なかなかこの緊急銃猟に対しましては、3者が協議とか、そういうことを言われているんですけども、これにつきましては、緊急銃猟は最終手段ということでございます。ですので、どうしてもそこに課題がありますが、その3者がしっかり協議をした上で、現場においてどの判断が適切かどうか、周りの住民、生活環境等もございすので、その辺をしっかりと協議した上で、最も適切な手法で緊急銃猟を行うということとしております。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 実際発動するには、かなり厳しい条件があると思います。特にこの緊急銃猟に関しましては、人家に近い場所、交通量の多い場所に出没した熊に対しての対応ですので、簡単には発砲はできませんし、かなり気を遣うというんですかね、危険を伴う部分がございますので、村としてもしっかりとした対応を、マニュアルを、また後でも出てきますが、マニュアルを作って対応していただければなと思っております。

実際この緊急銃猟については、山形村の大型施設に子熊が出没しまして、なかなか逃げていかない、そこでどうしようかということで言っているうちに、日没になってしまったということで、当時はまだ日没後の銃猟は許可されておられませんので、麻酔銃によって駆除したという例がございます。そのような例も含めて、緊急銃猟の対応もしっかりとしていただければなと思います。

また、今出ました夜間での発砲は原則的に禁止されておりますが、夜間銃猟ということで、今2015年に鳥獣保護管理法改定ということで、都道府県などが行う指定管理鳥獣保護等事業で、知事から認定を受け、環境省の講習を受けた者に関しては、夜間銃猟も許可されるということになっております。この捕獲に、非常に捕獲できる人間が日本の中でまだまだ少ない。

長野県77市町村の中で、9割近い部分に関して、この緊急銃猟の捕獲リストを作っていないということもございますので、いざとなったときに誰が対応するのかという部分がありますし、実際この捕獲者リストを作成した9市町村と、作成予定する市町村が57市町村、作成していない、予定もない市町村が9市町村ございますが、私の調べた中では、この中に当村の名前が入っていないのですが、どのような対応になっているのかお尋ねしたいと思ってお

りますが。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

今現在、捕獲者のリストというものは作成しておりません。捕獲駆除の実施につきましては、今緊急銃猟は一定の条件の下、市町村長が実施の判断をするということでございますが、国・県のほうでは、今その捕獲者については、なかなか課題がある中で、ガバメントハンターとか、そういうようなことも言っておりますが、当村としましては、捕獲駆除の実施者につきましては、やはり猟友会のメンバーを想定しております。なかなかまだ猟友会のほうとも、そういった協議等をできていない状況でございますが、猟友会のほうともしっかり今後協議をさせていただく中で、しっかりとした体制をつくっていければと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 確かに緊急銃猟、夜間銃猟ハンターの不足というものは、日本全国あるものでございますが、実際銃猟を行う猟友会に関しましても、高齢化が進んでおりまして、人数不足、人手不足でもありますし、また銃猟を扱えるハンターが非常に不足しております。この部分に関しましても、村として育成というものを今やっていただいておりますが、なかなか増えていかないのが現状です。

もう少し呼びかける部分を強化していくか等をやっていかないと、この緊急銃猟に関しても夜間銃猟に関しても、成り手がなくなるということになりますので、しっかりと中での対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、次にまいりますが、銃以外で熊の捕獲ということで、まず現在村で保有している熊が捕獲できるわなの数、それとこの設置場所、それと人員のことについてお尋ねいたします。通常、箱わなについては、熊の箱わなはかなり大きいものが必要になってまいります。実際重量でも100キロ、80キロから100キロという箱わなですとか、あとドラム缶で作った箱わながありますが、この箱わなの当村における保有台数、設置されている台数の把握は、いかがになっておりますでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

現在、当村におきまして熊専用、熊の捕獲を目的とした箱わな、おりは保有はしてござい

ません。鹿とかイノシシ捕獲用のおりにつきましては、現在5台保有をしております。村内に4台設置をして、1台は今筑北村のほうへ貸しているという状況でございます。

また、おりの設置、管理につきましては、振興課が所管ということでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） はい、分かりました。

近隣でかなり出没している熊ですので、当村においても熊用の捕獲用の箱わなについては、何台か保有するべきかなとは思いますが、ただ、金額が20万円から約40万円近くという金額がどうしても張りますので、早急にというわけにもいきませんが、今ちょうど予算もつくっている最中ではないかなと思っておりますので、できれば来年の中に、この箱わなの予算も予算化していただければと思っている次第ですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

熊捕獲用のおりにつきましては、やはり現時点で直ちに整備するという計画はないわけですが、近年の出没状況それから被害の発生状況を踏まえまして、しっかりとその辺を判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） あまりゆっくりした部分ではなくて、しっかりとした時期を決めて、私の希望とすれば、来期の中に入っていればうれしいなと思います。できればそこはよろしくお願いしたいなと思っております。

お金のかかることで、もう一つ、すみません、以前お尋ねいたしました熊の捕獲での駆除での手数料という部分に関しては、当村では規定がありません。鹿、イノシシ、ハクビシン、あと鳥獣、カワウですとかという部分での手数料、報奨金がありますが、今の段階で熊に対しての駆除手数料について、どういうお考えになっっていますか、村長からお答え願えれば助かります。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現状の中では、熊に対する報奨というような部分の決められた部分はないです。しかしながら、近隣の今これだけ多くの熊の被害と、また熊に対する対策と

というような部分で、大変今各市町村で重要視をしているというような段階ではないかと思っていますところでございます。

いずれにしても、危険な熊との対応というようなことでございますし、また熊のほうも、今までであれば人を見れば逃げたというようなことでございますけれども、今は何か熊のほう逃げたのではなくて襲ってくるというような状況になってございますし、先ほど議員が言われたとおり、今12月頃になれば、熊も冬眠に入るといったような形でございますけれども、なかなか餌が少ないと、空腹の中では冬眠に入っていくかないというようなことで、多分冬眠をしない個体も数多く出るのではないかとというようなことも、テレビでも報道されてございます。

そういった意味で、今後必要に応じて、麻績村においては、どうしてもそういった緊急銃猟等々が発生した場合においては、猟友会の皆さん方をお願いをするというようなことでございますし、今現在の中では、法整備がされまして、警察官とか自衛隊のほうも、そういった部分で出動も可能というようなことでございますので、そういったときには関係機関へ連絡する中で、対応を図っていきたいと思っていますところでございます。

そういった中で、特に地元の猟友会の皆さん方にもご苦労いただくというようなことでございますので、そういった意味で、熊に対する対策の報奨金等については、今後、近隣市町村等々の状況を見る中で、村でも研究させていただければありがたいかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 今、村長から検討していただくということが前向きにさせていただければなと思っております。

ちなみに、熊駆除に対する報奨金というのは、各自治体によって大きく異なっております。一般的には1頭当たり1万円から6万円という報奨金を出している自治体もございまして、これは北海道のほうですけれども、熊の箱わなで1万円、出動時で5,000円、駆除で1万円というような金額もございまして。この自治体から出る金額が多い少ないは、ここでは申し上げられませんが、こういうような制度をつくるのが大事なかなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

昔は東北辺りでは、熊1頭200万円という金額で取引されたという事実がございまして、この金額で熊が非常に絶滅に近い状態になったという歴史もございまして。これで熊も保護動

物というような中に入って、かなり国内では保護されてきて、それが今の現状になっているのではないかなという人もございますので、自治体からの応援もぜひともお願いしたいと思っている次第でございます。

次に、ここ一、二か月の中で出てきました県対策本部の設置が、熊対策の県対策本部の設置を進めてきております。これにはすみ分けの徹底、保護の強化、緊急対応の体制の強化、人的保護、育成と広域連携、情報発信の強化を本年度中に各市町村に示すということで、警察、自治体、猟友会に発信されるという予定がありまして、11月にツキノワグマ対策松本地域会議が27日に開かれておりますが、この部分で、当村としてどのような対応ですとか、会議の中の内容が分かれば、お知らせください。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

長野県におきましては、11月14日に対策本部会議を開催する中で、県全体として有害鳥獣対策を一段引き締めた体制へ移行したところでございます。また、松本地域振興局でも11月27日に担当者を集める中で、会議を開催しております。

県につきましては、被害拡大を防ぐためのゾーニング管理を軸に、捕獲の強化、これはとりわけ学習放獣の一時休止による効果的な捕獲の推進、さらに現場対応力の底上げや担い手確保、総合的な施策を掲げております。また、今後、市町村に対して、なかなかまだちょっと詳細まではというところなんですけど、ゾーニング導入の検討要請、それから緊急銃猟の実施に向けた体制づくりにつきまして、県、市町村間の連携強化について、順次協議が進められていくという見通しでございます。

村といたしましても、県の対策本部の取組をしっかりと受け止め、村としても迅速かつ実効性の高い対策を講じることで、村民の皆様の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 対策本部がここでやっと立ち上がったということでございます。その中に出てきましたゾーニング管理というのがございまして、この中では、ゾーニング管理を実施していない、予定もないというのが17市町村ございます。この中には、近隣では青木村ですとか筑北村等が入っております。実施している市町村は18市町村、実施予定が34市町村、分からないと言っている市町村が8市町村ございますが、当村としては、このゾーニン

グ管理に関して、どのようにお考えになっておるか、またこの考え方で実施するのかしないのか、お答え願えませんでしょうか。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

ゾーニングの導入については、県のほうも市町村に強く検討を要請していくということでございます。当村といたしましても、このゾーニングの導入によりまして、また捕獲の要件というか条件も若干変わってくるということもございますので、県の方針と整合を図りながら、現状の被害の分析、これは猟友会の皆さんとの協議もありますけれども、調整を進める中で、しっかり導入の可否それから内容については、これはちょっと検討を進めてまいりたいと思いますというか、まずちょっといろいろ課題等も精査する中で、できればゾーニングの導入については、研究していくというところから進めさせていただければと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ぜひともよろしくお願ひしたい部分がございます。

このゾーニングに関しては、地続きの市町村の対応が歯抜け状態では、十分な結果が得られないです。実際77市町村が全市町村がやらないと、このゾーニングの管理というのは意味がないというふうに考えております。実際、熊が人の生活圏に出没するのを防ぐ抜本的な対策として、全県で導入していくという部分が必要ですので、ぜひとも当村としても近隣の市町村も含めて、早急にこのゾーニングの管理についての対策をまとめていただければと考えておりますが、ここでいつと言っても、なかなか出ないと思いますので、早めのゾーニング管理の開催を、近隣市町村との連携を持っていただきたいと思っている次第です。よろしくお願ひいたします。答えは大丈夫です。

それでは、次の質問事項にまいります。

熊から一転してちょっと違う部分になりますが、地域計画進捗状況についてということで、お尋ねいたします。

まず、現在の当村の状況はどうなっているのかお尋ねしたいんですが、農林水産省でデータを取っている中で、今後10年後、後継者が決まっていない農地、17都道府県で5割を超えているという数字が今出ております。特に西日本には多いんですが、長野県では34.7%が後継者が決まっていないという数字でございまして、このままでは耕作放棄地がどんどん広がっていくのではないかなという部分が懸念されております。

実際今、当村での地域計画の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

地域計画の進捗状況というところでございますが、令和7年4月から運用が開始されております地域計画でございますが、農業委員会を中心に、目標達成に向けた取組を進めているところでございます。しかしながら、現状では、担い手の高齢化それから離農が進んでいるところから、農地の集積、集約はどちらかという思うようには進んでいない状況であります。

一方で、意欲ある新規就農者の確保、育成は大変重要であり、現在「おみごと」において研修を受けている皆様には、将来の担い手として大きな期待をしているところでございます。地域に根づいて安定した経営を築いていただけるよう、村としてもしっかりと支援を継続してまいるところでございます。

現時点では、既存の担い手の皆様には、現状維持で精いっぱいというような面もございますが、今後は新たな就農者の育成を軸に、地域農業の持続につながる体制づくりを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） この地域計画については、早急な進めをしなければいけないんですが、何分地権者たちとの話し合いもありますし、特に当村に関しては、大型機械が入りづらいという非常に小さい田畑を持っている地域でもございます。この中で、どのような集約をしなければいいのかという部分について、しっかりと進めていかなければいけません。長野県は特に中山間地の多い地域でございますので、1村でなかなか答えが出ないのであれば、ある程度この問題については、もう少し広げて、いい知恵をほかの市町村からいただくという策も必要ではないかなと思っております。

ただ、その中で、今、課長からも言われましたが、農業委員会が中心となって今活動していただいております。ただ、その中で、村、自治体としての活動の支援をどのようにしているのか、お尋ねしたいと思います。農地の出し手と受け手の意向を十分行わなければいけませんし、現地地図の協議でも意見交換をしなければいけません。何となく私の印象では、農業委員会さんに全て丸投げされているような印象を持っておりますが、自治体としての先ほど申しました支援、活動策をお尋ねいたします。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

この地域計画の目標達成に向けましては、農業委員会が中心となって活動をしていただいております。農業地域の農業委員の皆様いらっしゃいますので、それぞれ農地パトロールとか、個別に農業者の皆様にヒアリングをする中で、集約の計画だとかそういうことも話していただいております。

そんな中で、村といたしましては、農業委員会のほうの直接支援ということではございませんが、農業者の省力化、営農の効率を図るために、これは農業機械の導入だとか、はぜ掛け米の支援、また電気柵の設置支援など、特に兼業農家の皆様が少しでも農業を続けられるよう、各種の取組を行っております。また、特に担い手の農地の集積、集約を促すために、農地流動化の借手奨励金による支援も実施をしております。担い手と兼業農家の双方を支えることで、地域全体で農地を守る体制づくりを進めているところであります。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ありがとうございます。

これも待ったなしの部分でございまして、実際当村として農地バンクという部分が県ではやっておりますが、どの程度登録されているのか、ちょっと質問にはないんですけども、分かる範囲でお答え願えませんか。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

農地バンクの件数につきましては、今手元に資料はないんですが、これまで農地の貸し借りにつきましては、利用権設定というものがございました。この利用権設定を多くの皆様が活用いただいたということでございますが、令和6年度末をもって、この利用権設定が廃止されたというところでございます。

今まではそちらの活用が多かったものでございますので、なかなか農地中間管理機構だとか、農地法の第3条ですか、これを活用するという方々はそれほど多くはなかったんですが、利用権設定が廃止されたということで、これからは中間管理機構の活用、それから農地法第3条の活用というものが多くなってくるのではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 実際農地の部分に関しての把握は、今後とも農業委員会さんとも含めて、しっかりと自治体が把握していただければなと思っております。

そこで、実際この地域計画の中で、目標地図を作っていくわけですが、集約化にしていく部分での中心作物をどのように考えているかをお尋ねします。今は割と果樹、特にリンゴですね、一部加工ブドウに来ておりますが、今はぜ掛け米という部分で関東圏に出荷しているわけですが、そこら辺の集約の作物に関しては、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

当村における集約化の中心的作物はというところでございますが、本村の農業を支える主要作物につきましては、お米、リンゴ、それから最近ではワイン用ブドウということでございます。今後の集約化を進めるに当たりましては、まずは水稻を軸として、リンゴそれからワイン用ブドウの生産も併せて支えていくという体制が基本でございます。

特にワイン用ブドウにつきましては、今後二、三年ぐらいで一定の収量が見込まれる状況でございます。今後の展開につきましては、農家の皆様と相談しながら、持続可能な生産体制の確立を検討してまいりたいと思っておりますし、またお米につきましては、担い手の高齢化によりまして、大規模な集約は難しい状況でございますが、新規就農者や民間企業の参入も促す中で、しっかりと持続可能な農業経営の実現に向けて、今後も施策を注視しつつ進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） なかなか大変な作業だと思います。集約の中心作物に関しましては、当然稲作あとリンゴ、ワイン用ブドウとなりますが、いかんせん先ほども申しました中山間地の非常に多い土地でございます。リンゴにしても加工用ブドウにしても面積が必要です。その中で、どのように地図を描いていくのか、目標地図を描いていくのか、しっかりとお願いしたいと思っておりますし、ただ作るだけではなく、付加価値の高い品目ですとか、六次産業ですとか、広域での連携等を考えていかないと、今作る作物自体がかなりまた高齢化、人手不足ということで衰弱していくのではないかなと思っております。

その中で、次の質問にも移りますが、地域計画に伴い、農地集約化する予定時期、ロードマップがあれば、お示し願いたいと思っております。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えさせていただきます。

地域計画に伴います農地の集約の時期ということでございますが、なかなか現時点で具体的な時期を断定することは難しい状況であります。地域計画に掲げる集積、集約の目標を踏まえまして、しっかりと集約に向けて取組をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） なかなか数字は出てこないですね、いつまでというのは。

長い計画にはなるとは思いますが、ある程度目標値を決めていかないと、こういう計画というのは完遂しません。その中でやっていくうちに、計画の前倒しになったり先送りになったりというのは、当然出てくると思いますが、いつ頃までにどのようなものになっていたいという数字的なものは、出すべきかなと考えておりますので、この検討のほうはよろしく願いします。

この件については、いかがですかね。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

地域計画におきましては、10年後の目標の姿というものを計画しておりますので、なかなかそこに10年後というものは、かなり長い期間でございますので、そのために地域計画につきましては、毎年度見直しをするということでございます。二、三年の間でこれがどういうふうに変わってくるのかというのは、なかなかちょっと、そこまで変化もないと思うんですが、そこは毎年、毎年度見直しをする中で、その実情に合わせた、そういった計画にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） そのところはよろしくお願いします。

10年後でもこういう姿になっていたいという絵がないと、実際当事者としたら、なかなか、じゃ、私もその計画に乗るわということにならないと思いますので、途中での変更は十分考えられますし、そこはしっかりと計画の中で絵を描いていていただきたいと思います。

それでは、次に、水田かんがい用のポンプの件で、ちょっとお尋ねいたします。

従来までは当事者負担というのが原則でした。これは十分承知しております。ただ、今後

地域計画に伴い、水路確保ですとか水確保で、これは麻績川からのポンプアップの部分でございますが、どうしても必要になってきます。実際その水路を使って耕している水田の所有者も高齢化してきますし、一概に管理のほうも当事者ということでは、なかなか難しい時期になってくると思いますが、この部分で何か自治体から援助、補助ができればなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

まず揚水ポンプにつきましては、水利組合が主体となって管理運営していただくことが基本でありまして、これは他地域との公平性の観点からも重要であるということを認識しております。なかなか議員おっしゃるとおり水利組合による維持管理、年々難しくなっているという実情につきましては、村で十分に理解をしておるところでございます。

なかなか他の地域との整合性等もありますので、現段階で村が直接支援を行うということは難しい状況でございますが、まず全地区の地図上の把握、どのような支援の形が適切か、研究のほうを進めてまいりたいと思っております。

また、更新につきましては、国庫補助事業というものの活用も可能でございますので、そちらのほうも併せて検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ちょっとほっとしました。ある程度国庫補助的なものを活用していたのであれば、早急にお願いしたいなと思いますし、来期の水田の準備も3月、4月から始まりますので、このポンプの不具合の分についての改修も速やかにできるなと思いますので、よろしくをお願いしたいなと思っております。

それでは、最後、農業用水路の今後の改修工事予定箇所についてお尋ねします。

2つございますが、関連しておりますので、ご一緒にお答え願えればなと思っております。

現状、令和7年度の改修工事は、令和7年度は梶浦地区、その後、矢倉、野口ということで進めていくようになっております。設計測量業務の補助金対象として、西之久保、坊平を予定して、改修工事は令和8年、令和9年という工事予定と認識しておりますが、これではほぼ終わりなのか、この後まだしなければいけないのか、それはどの地区なのかというのをお答え願えればと思っております。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

まず水路改修の状況でございますが、国庫補助事業を活用したものでございますが、令和7年度におきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、現在、梶浦地域それから矢倉地域を実施しております。今年度には完成するという見込みで進めております。

それから、国庫補助事業を活用した水路につきましては、今現在は令和9年度までの部分につきまして、計画をされております。令和8年度につきましては、引き続き矢倉地域、それから新たに西之久保地域と坊平地域を実施する予定としております。また、令和9年度につきましては、引き続き西之久保地域、それから新たに中芝・小東地域を予定しております。中芝・小東地域につきましては、特に総延長が5キロというような水路でございますので、計画としては5年間に分けての整備を予定をしております。

以上です。

○議長（清水 清君） 飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ありがとうございます。

なかなか水路というものの工事、改修工事は大変だと思います。ただ、実際水田、お米を作っていくには、大変重要な水路でございますので、早急な改修整備をよろしく願いいたします。

ちょっと長くなりましたが、以上で私の質問を終わります。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。11時10分からの再開といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（清水 清君） 休憩を閉じ、再開いたします。

関係者の皆さんにお諮りいたします。

ただいまの時刻11時10分です。宮下議員の一般質問を行いますけれども、55分の持ち時間です。お昼を若干過ぎるかもしれませんが、宮下議員の質問まで終了させていただきたいと思っております。

◇ 宮 下 朗 君

○議長（清水 清君） 4番、宮下朗議員の一般質問を許可いたします。

宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 4番、宮下朗です。

本日は、通告いたしましたとおり、2項目について一問一答形式で質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、最初に、特定地域づくり事業協同組合制度についてお伺いいたします。

令和2年6月に地域人口の急減に対するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行され、人口急減地域において、組合が非正規職員を雇用し、組合員である事業者の人手が必要な時期に職員を派遣する制度というのができております。

これによりまして、繁忙期における地域事業者の人手不足の解消や安定した雇用環境が整備されまして、定住促進にも効果が期待できるということで、また、組合費につきましても国、県、市町村の補助があるということで、既に県内でも幾つかの市町村で設立されているということですけれども、この辺の県内の状況を把握されている範囲でお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今特定地域づくり事業協同組合制度についてというようなご質問で、実際的には、長野県下で主なものについては、今4町村というような形の中で、いろいろなデータの中出てくるについては、生坂村、小谷村、飯綱町、信濃町というような形で今公表がされているところでございます。

こういった事業等につきましては、よく生坂村、あるいは小谷村長さんと会合等で行き会う機会があるわけでございますけれども、そういった形の中で若干こういった事業という部分についてはお聞きをしているという程度でございますけれども、今のところ主なものについては、その4町村から思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ただいま、村長のほうから説明いただきましたけれども、県内では4

市町村、また、全国的には100以上の市町村で取組が始まっていることということであります。

それで、この制度につきましては、幾つかメリットはあると思います。1つは、行政とか、村にとっても人口減少対策として、移住定住希望者の雇用の受け皿という面から大変有効なんじゃないかというふうに考えるんですけども、この点に関しては、行政としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えをしたいと思います。

今こういった当村における事業設立する必要性や意義というようなご質問でございますけれども、事業組合設立につきましては、人口減少や高齢者によって人材確保や事業継続が困難な地域におきまして、マルチワーカー派遣事業として農林業、商工業、観光業などの多様な事業が地域の担い手確保をすることにより人材不足の解消につながり、地域経済の活性化にもつながるといような事業ということで推奨がされているところでございます。

雇用のバランスがよく1年を通じて複数の事業者での派遣により、通年雇用、それから収入確保ができるように努めていかなければならず、複数の事業所によります組合の設立がまずは必要ではないかと思ひますし、複数の職種に対応する派遣職員の確保も大変な課題ではないかと思われるところでございます。

しかしながら、それぞれの事業におきまして人材確保が難しい状況の中では、季節的に組合せができ、年間雇用ができるのであれば事業組合の設立も必要かと思ひているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） やはり事業者にとっても、特に季節的に人手を必要とする農業、あるいは冬場観光事業と宿泊事業に関しては、メリットが多いんじゃないかなというふうに判断しておりますけれども、事業者にとってのメリットという意味ではどのように認識しておりますでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 特にこの組合組織については、事業者の皆さん方が集まって法人をつくって対応ということでございますので、ある意味ではそういった事業者の皆さん方で、強いて言えば、夏場の何か月のうちだと、冬場の何か月のうちだと、秋はうちだと、春はうち

だというような形で、雇用者を利用できるような事業者が多くいないとなかなか難しいという部分もあろうかと思います。

それと同時に、また雇用する期間も制約されてございますので一長一短に、じゃ、1年というわけにもいかない、6か月というわけにいかないというようなことでございますので、せいぜい二、三か月を基準としてマルチワーカー、回って歩くというような形になりますので、そういった意味では、そういった事業者の、多くの皆さん方が集まる中でこういった組織ができていかなければと思っているところでございます。

事業者としてのメリット等々については、今言われたとおり、昨今雇用する人材確保が難しいというような形の中で、バランスよくそういったものが組み合わさっていかなければ、効率的な法人組合になるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 今の話を伺うと、必要性の認識は感じていらっしゃるというふうに判断いたしますけれども、確かにハードルが高いということについては分かるんですけれども、この制度自体の認知度が低いという部分もあるかと思っています。

確かに事業者をまずは集めなきゃいけない、組合員を集めなきゃいけないということのハードルに対して、行政としてこの制度を村内の事業者に対して紹介、また、設立の支援をするという考えはありませんでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） こういった制度でございますし、もしそういった村内の事業者の中でこういったものを設立する中で、お互いの人員確保、あるいは雇用の促進に努めたいというような話があれば、村としてもいろいろな部分で、側面的にそういった計画にご協力をしていかれるのではないかと考えているところでございます。

また、今こういった事業についての認知度という部分でございますけれども、こういった部分につきましては、こういった事業がありますよというような部分は、またいろいろな媒体を使って村民の皆さん方にお知らせはできると思いますので、そういった部分につきましては担当課のほうでしっかり協議する中で、また情報公開ができていかなければと思っているところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○４番（宮下 朗君） このような組織というのは、立ち上げの部分でかなり大変な部分があると思います。そこで、商工会でありますとかＪＡさん、また、いろいろな各種団体との連絡協議会というか、協議会というようなものを立ち上げて、それで検討していくというような部分が必要になるかなと思っております。

その点に関して、行政のほうでも指導的な立場でそういう協議会というか、最初の発足についての団体を立ち上げるというようなお考えはありませんでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 強いて言えば、事業協同組合につきましては、ある意味では民間が努力をして立ち上げていくというような部分ではないかと思うところでございます。いずれにしましても、運営等についても民間がというようなこういったいろいろな法人等、そういった方々が、大勢の皆さん方が集まって立ち上げて、それを運営していくというような形になるかと思えます。

運営母体には行政は入れませんので、そういった意味では民間主導型ということが第一で重要ではないかと思っているところでございますけれども、そういった中で、行政がある程度側面的にご協力という部分については、やぶさかではないかなと思っているところでございます。

いずれにしましても、そういった必要性を感じる事業者さんが大勢お互いの意見を出し合いながら、バランスよく、先ほども言ったように組合せの中で、そういったそこに働く職員の皆さん方が、年間を通じて雇用確保していただく中で安定生活が送れるような状況をつくっていかなくちゃいけないと思えますし、また、そういったところで働く皆さん方においては、ある意味では多種の職種というような形でございますので、３か月事務やったら３か月現場やってというような、そんなような繰り返しというような形になりますので、そういった理解を含める中での従業員の募集という、こういった職員不足の中においてそういった方々の募集もしていかなきゃならないということでございますので、ある意味ではしっかりと基礎部分を協議する中で推進していかなきゃならないんじゃないかなと思っているところでございます。

そんな中におきましては、村としても側面的にはご協力はやぶさかでないと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） それで、先日も県の関係のコーディネーターさんとちょっとお話ししたところによると、制度自体も多少緩和されているということで、公的な機関に人材を派遣することもできるというような話を伺いました。例えば社協であるとか、例えば第三セクターというか、公社的なところにも人材が派遣できるし、また、あるいは教育関係の放課後児童クラブであるとか、そういうところに対しても人材は派遣できると。組合員としてではなくて、働き場として事業協同組合のほうから公的機関にも人材を派遣できますよというようなふうに変ってきていると聞きます。

それから、また、生坂村さんや信濃町ですとか、飯綱町等の話を聞いてみると、やはり事務局は、生坂村さんは副村長さんが事務局長さんかな、ほかの町でも役場の課長さん等が事務局を務められているというような形になっていると聞いております。

そういう意味でも、もちろん民間の事業者が中心にはなるとは思うんですけども、そういう事務的な面とか、そういう派遣社員の出張先としての公的機関という形もあると思います。その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） いろいろと近隣であれば生坂村さんのほうがこういったシステムとか、制度を導入しているというところがございますけれども、今言われたとおり副村長がというようなことではございますが、あくまでもその設立した組合の理事として副村長入っているというだけであって、村のそういった母体はその事務を担っているという部分では、ちょっと違うのかなという気がしてございます。

そして、今言われたとおり、組合員以外への派遣というのも、これもできるところでございますので、強いて言えば農業でもそういった組合に入っていない、農業されている事業者にも派遣ができますし、また、村のほうのそういった行政、あるいは行政以外のほうへも派遣はできるわけではございますけれども、これは1年を通して派遣ができるかといったらそういうもんじゃなくて、ある程度制約がございますので、実際的には期間限定がされているというような形の中での派遣になってくるというようなことではございます。

ですので、やはり小刻みな派遣の内容が、皆さんの事業所でマッチしてくればいいんですけども、空白ができたり、空いたりというようなことになると、従業員さんのそういった給料等については法人が払わなきゃならないというようなこともございますので、そういった細かい部分まである程度煮詰める中で、そういった設立が必要ではないかなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） いろいろハードルは高いところでありますけれども、仮定の話で申し訳ないんですけれども、モデル的に協同組合設立に取り組みたいというような事業者が出てきた場合は、村として試行的に支援するお考えはありますでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） こういった事業取組、組合を設立したいというような事業者が出てきた場合でございますけれども、やはり単独事業者だけでそれを実施するというのは大変難しい部分もあるのかなというような形でございます。そういった形の中で、もしそういった事業者等が出てくるというようなことになると、やはり村のほうも、これは県あるいは国の機関との調整もしなきゃならないということでございますので、実際的には、側面的に事務的な部分ではご協力はやぶさかでないと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 協力はできるということでお答えいただいておりますけれども、確かに事業者的には、他市町村さんでも10社程度は組合員になっているようです。その派遣社員としては、やはり今のところは各市町村さんとも数人の派遣社員さんを使っているというような状況のようです。これは、1つは移住定住策としてこういう制度もありますというような形を採用して、1つの移住定住の宣伝要素ということもあると思います。事業者にとっても冬期とか忙しい繁忙期の人材確保、また、働き手さんとしても仕事が確保できるというような、制度としては三方よしのような制度になっておりますので、ぜひいろいろな意味で支援をしていただければいいかなというふうに思っております。

次の質問事項に移らせていただきたいと思います。

地域振興券に、いわゆるおみぽん商品券と呼ばれるものについてですけれども、これについて、今まで6回発行してきていると思うんですけれども、その経緯を教えてください。お願いします。

○議長（清水 清君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

地域振興券、おみぼん商品券でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金、それから最近の物価高騰に対する臨時交付金という国の交付金を頂く中でおみぼん商品券を発行させていただいております。

令和2年第1弾ということになりますけれども、額面1万円ということでございまして、98.7%の換金率でございます。それから令和2年でございますけれども、臨時追加ということで補正で出てきた分でございます。これが第2弾ということで、額面1万2,000円で98.9%の換金率、それから令和3年にこれも補正予算で交付金がまいりまして、令和4年度に実行しておりますけれども、第3弾ということで1万5,000円を発行し、98.8%の換金率、それから令和4年に、令和3年の補正で第3弾のさらに追加ということで、第3弾の追加でさらに額面1万円ということで発行させていただきまして、99.7%の換金率でございます。

それから、令和5年の最初に第4弾ということで1万円を発行いたしまして98.8%、それから令和5年の後半に第5弾ということで1万円の発行をし98.9%、それから令和7年、令和6年ですけれども、これも補正で令和7年度執行でございますが、第6弾ということで額面1万円で換金率99.2%ということで、今までに追加も合わせますと7回の地域振興券を発行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 今ご説明いただいたところでございますけれども、その中で今回国の価格高騰対策として、重点支援地方交付金という形で2兆円規模の交付金が閣議決定される見通しだと思うんですけれども、今後従来どおりおみぼん商品券、第7弾ですか、そういう形で進めていくのか、他の方法も視野に入れて検討していくのかということにつきまして、現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水 清君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

今後の国の重点支援地方交付金に対する対応ということでございますけれども、令和7年11月21日に国のほうで閣議決定がされました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、令和7年度の国の補正予算ということにおいて2兆円ということで今計上されて、今審議がされているところでございます。

今回大きな交付金ということ、国のほうから示されておりますけれども、具体的な部分に

つきましては、こういったものができますよぐらいな話まででございまして、今後の国会の審議がなされたのち、国からの正式な内示が参りましたら速やかに検討、対応してまいりたいと考えております。現時点でどの方向ということは決めてございません。

以上です。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 新聞報道等によりますと、1人頭1万円程度は自治体お任せの高騰対策の商品券なり現金給付なりということをとということで、残りというか加算メニューとして0.4兆円ほどはお米券やプレミアム商品券、電子クーポンなどに充てるといような加算推奨メニューといようなことも出てきておりますけれども、そこら辺についてのお考えとかいうことはありますでしょうか。村長さんに伺いたいと思います。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 内容については、これから国のほうからいろいろな部分が示されてくるんじゃないかと思います。ある意味では、住民の皆様方におみぽん商品券といような商品券で配るといような部分もあれば、全体的な公的なそういういろいろな施設、あるいは困窮者に対する対応といような事業メニューも載ってくるんじゃないかと思っています。

これについては、あくまでも今後メニューが出た時点で協議を進めていければと思っています。

今言ったように、プレミアム商品券とか、いろいろデジタル商品券等々の部分につきましては、プレミアムの商品券については、なかなか買える方と買えない方といような形で、プレミアムつけて5,000円で1万円分のプレミアム商品券が買えるよと言っても、それを買える人と買えない人といような部分が出てくる等がございしますので、そういった意味では、おみぽん商品券のいような全員の皆さん方に行き渡るいような部分がいいんじゃないかと思っていますし、また、デジタル商品券等々については、そういったいろいろな事務経費のほうが大変多くかかるいような形の中においては、そちらのほうにかかってしまって、個々に配分するほうに若干なりとも幾らか少なくなってしまういようなこともございしますので、よりよい方向の中で、より多くの皆さん方に活用いただき、なおかつより多くの皆さん方に喜んでいただくいような形の中で、これから国のほうで示される内容等を精査する中で検討を進めたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 確かに村長おっしゃるように、小規模の自治体、また高齢者が多くなっている中では、諏訪市や佐久市のようにポイント還元というような電子決裁です、Pay Pay 決済とかそういうものも出てきているようなんですけれども、なかなか難しい部分もあると思うんですけれども、今後に向けては、こういったポイント給付なんかも事務手数料の削減とかにもかえってつながるというようなことも聞いておりますので、ぜひそちらのほうもこれから検討していただきたいと考えております。

ここで、ちょっと地域振興券と直接関係ないんですけれども、重点支援地方交付金ということで内閣府からの発表の中に、地方公共団体における水道料の減免ということも対応するというような文言もあるんですけれども、以前も議会でもそういう質問あったかなとは思いますが、水道料の基本料を減免とかそういうことについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 村長。

○村長（塚原勝幸君） 各市町村においては、水道料あるいは下水道料金の基本料金の減額というような形もしているわけですが、一時的にそれを減額しても、果たして住民の皆さん方にそういう物価高騰あるいは重点施策等々のそういうものが伝わるかという部分もございます。また、そういった意味では、強いて言えば下水道の水道料の減額といっても、家族の中においては、一人住まいの方もいれば5人家族もいれば10人家族もいるという形になれば、同じに減額しても、ほとんどが基本料の減額でございますので、人数的な部分では不公平じゃないかというような部分も生じてくるということもございますので、できる限り住民皆さん方一人一人に行き渡るような方式、あるいは住民の皆さん方が活用するような施設あるいは部分等への対応というのが一番いいのではないかなと考えているところでございますので、今のところは水道料、下水道料等の基本料金の減額等という部分については考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） あまり考えていないということなんですけれども、麻績村は都市部とか町場に比べると水道料は特に高い水準にあるかと思います。ぜひそういう物価高騰対策という意味で、水道料の基本料の減免とかいうこともすごい有効なことではあるんじゃないかなというふうに考えますので、ぜひまたこれから検討していただきたいなと私は考えております。

続きまして、次の要旨なんですけれども、以前から村民の方に伺うと、地域振興券につきまして、筑北村さんと共通商品券のほうが良いという要望もあります。数年前には多分燃料の共通券とかはあったと思うんですけれども、先ほど村長おっしゃっていた地域住民の利便性というか要求の中では、使えるところが多いほうが良いねと、やはり麻績村使うところが少ないねというような声も聞かれます。筑北村さんとの共通商品券のお考えはいかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

共通の商品券ということでございますけれども、これにつきましては相手のあることでございまして、こういったものを発行するということになりますと、筑北村さんとの調整等も必要になってくるかなというふうに思われます。

ただ、本臨時交付金につきましては、物価高騰に対する支援ということ、困窮者に対する支援ということに併せまして、地域の事業者への支援という意味あいも含まれております。地元への還元ということも必要になりますので、そういったことも踏まえた中で、近隣との状況を確認しつつ今後検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 確かに生活者支援、事業者支援、両方の意味あいでの今回のこういう交付金も出ていることは理解できるんですけれども、やはり1万円、多分今回も1人1万円程度の商品券とかそういうことになろうかなと思うんですけれども、やはりこういう1万円程度の給付金だと日用雑貨とか食料品、燃料費というふうな部分に消えていくということになるかと思えます。

これによって、例えば筑北村さんとの共通商品券にした場合でも、それに対しての事業者のデメリットとかそういうことはないんじゃないかなというふうに理解しております。また、かえって事業者支援ということであれば、商圈が広がるということでそういう部分もあるかと思えます。筑北村坂井地区の消費者さん等は、麻績村でも使いたいねというような声も聞かれます。実際J Aグループ、Aコープさんとか麻績給油所さんとかでは、筑北村さんの券も使えるということです。

そういう意味も含めまして、共通商品券ということも今後は考えていっていただきたいな

というふうに考えております。なかなか事務的に難しい部分とかそういう部分もあるかもしれないですけども、ぜひ生活者支援という意味では住民の皆さんの要望が大事なんじゃないかなというふうに考えております。

内閣府のホームページも見ても、生活者支援と事業者支援とは区別してメニューを考えてあります。なので、事業者支援としてはまたそのエネルギー対策とか食料とかそういうことに対して事業者支援のメニュー、具体的にはまだ出てきていないようですけども、事業者に対してはそちらのほうの支援、生活者に対しては村民の利便性の高い方策ということでぜひ今後も考えていただきたいと思います。もう一度村長に共通商品券とか今後そういうことを実施するお考えはありませんでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） これは単村で決められることではございませんし、また、強いて言えば地元の商工業者の皆さんともお話をしなきゃならないというような部分もございます。なかなか实际的に今言われたとおりどうなのかと、両村の商工業の皆さん方の比率を見たときに、どういった比率に商品券が動くのかというような部分も検討していかなきゃならないというような部分もあろうかと思えます。

前回、1回燃料商品券というような形で発行させていただいたときには、燃料の販売している業者については、麻績村も筑北村もそんなに変わらなくというような限定でございましたので、そういった部分もしたわけでございますけれども、両村の何でも使える商品券というのは発行となってきますと、どちらにどれだけの事業所があるのかというようなことも大変重要になってくるというようなこともございますので、そういった意味でも地域の商工業者さん等々のそういった協議をする中で、また、隣村との対応というような部分も図る中で、今度協議ができればありがたいかなと思っているところでございますので、ここでやる、やらないというはっきりした決断はできませんけれども、今後協議が進められればと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ぜひとも生活者にも事業者にもメリットのある支援にしていきたいと思います。

それで、最後の質問項目に移らせていただきますけれども、熊対策についてですけども、

これは先ほど3番議員さんのほうからも質問がありましたので、私のほうからは簡単に幾つか質問させていただきます。

熊の被害深刻化しております。地元の猟友会、また、住民の方たちとの協力が不可欠になってきていると思います。そこで、支援が重要になっていると思うんですけれども、いろいろな支援的なものはあると思います。先ほど3番議員からも説明ありましたが、捕獲の報償金の増額でありますとか、猟友会さんだったら見回りとか出動とかそういうこともあるのかなというふうに想像しておりますけれども、そういうことに対する補助でありますとか、地元、地区住民の方だったら草刈りでありますとか、あるいは最近柿の木の放置果樹に対する伐採の補助とか、そういうことを出している市町村もあると聞いております。そこら辺の地元猟友会、あるいは各区に対する各種整備に対する補助とか、そういったことに対する考えはいかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） なかなかこの補助を出すという部分については、一旦補助を出したらやめちゃうというわけにもいきませんので、全体的な村の財政、あるいはいろいろなそういう絡み等も研究しながら出していかなきゃならないということでございますけれども、先ほどの3番議員さんにもあったわけでございますけれども、熊を駆除する猟友会の皆さん方の報償というような部分等については、研究をしてみたいというようなことを申し上げたところでございますけれども、各地域で、特に東北地域においては熊の出没が多いと、なおかつ被害も多いというような形の中でございますし、今日のニュース等においては、野沢温泉、あちらのほうで雪かきをしていた方が熊に襲われたというような報道も出てございました。

そのような形で、近隣の長野県下においても、特に北部のほうでそんな熊の目撃あるいは被害が出ているというようなことでございます。今後に対して、熊に対する取組については、今後細かい部分も検討する中で対応を図っていかなければと思うところでございます。

どういった補助金がいいのか、どういった補助がいいのかというのは分からないわけでございますけれども、近隣のそういったいろいろな情報を共有しながら、情報をいただく中で、また検討を進めていかなければと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 先ほども3番議員のお話でありましたが、猟友会、高齢化して

いるということで成り手不足とかいうことも深刻になっているということです。また、市町村によっては、狩猟免許取得の補助です。あるいは市町村でもガバメントハンター、狩猟免許持っている職員の募集でありますとか、あとはそういう、例えば協力隊の方で狩猟免許を取りたいとか持っている方とか、そういう方の採用とかそういうこともあろうかなと思うんですけれども、そこら辺の狩猟の資格者に対するお考えとかそういうことはありますでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現在猟友会の皆さん方の狩猟の免許を取るとかいろいろな部分については、村のほうからも補助を出させていただいているところでございます。なかなか狩猟免許等々については特殊なものというようなことで、なかなか誰でもというようなわけにはいかないと思います。ある意味では鳥獣駆除という部分でございますので、鳥獣を銃で殺すというような部分もありますので、なおかつ銃という部分につきますと大変危険というような部分もございますので、なかなか一長一短に皆さん方がというわけにはいかないと思うところでございます。

鳥獣等の駆除についても、また、熊の駆除についても、先ほど申し上げましたけれども、警察、自衛隊等のほうでも必要に応じてはそれを駆除できるというようなことでございますので、そういった部分にも今後期待をしているところでございますし、また今、反面、協力隊の皆さん方の有無というようなお話も出たわけでございますけれども、一応村においても来年2月から一応協力隊のそういった鳥獣駆除をしていただく募集の中で、1人募集をしていくというような形でございます。今後、素人さんでございまして、猟友会の皆さん方に指導していただく中で、早く一人前のそういった駆除ができるような体制を整えたいと思っていますのでございます。

いずれにしても、そういった猟友会、あるいは一般の方々の中で、わなの資格とか、また、猟銃の資格とかという部分については、村のほうでも補助はしているところでございますので、多くの皆さん方にそういった資格を取っていただいて、駆除に努めていただければ村のほうも助かるかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） よろしくお願ひしたいと思います。

この質問項目の最後になりますけれども、熊の出没は、通学路とか生活道路にも及んでい

るという、全国的にはそういう報告もあります。防災や安全保障の視点からも対策が必要になってくるかなと思います。教育委員会等も含めた庁内横断的に取り組むための担当部署の再編とか熊対策協議会といったもの、そこまではいかないのかもしれないですけども、そういうような庁内横断した取組とかそういうことを考えている部分ありますでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今専門的な課というような部分ではないわけですが、熊対策に対する担当部署につきましては、今主体的に振興課が対応を図っているというようなところでございます。今後におきましても振興課の連携の強化を図るとともに、各課におきましても横の連携を図る中で、併せて警察や猟友会など関係機関との迅速な情報共有を図りながら、熊対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、熊対策協議会の設置等でございますけれども、熊の出没等の現状を見ながら、今後隣村等との情報を共有しながら検討していかなければと思っているところでございます。

いずれにしても、先ほど言われたとおり、熊の寿命については雌が30年、雄が20年というような、これは人間社会と同じで雌のほうが長生きをしているというようなことでございますけれども、実際的には、またそういった近隣との情報という部分で、先ほどの3番議員さんの言われたとおり、1日に40キロから60キロを歩くということでございますので、強いて言えば松本で発見されたのが、次の日にはもう麻績村へ来ているというようなこともございますので、そういった多くの市町村としっかりと情報共有しながら、村としてもしっかりと対応を図っていかなければと思っているところでございます。

また、いろいろと先ほどご意見出たとおり、柿の木があって、その柿の木に登って餌を取っているとか、いろいろなそういった情報等もございますので、そういった部分においても今後伐採等というような、大変もったいないわけでございますけれども、そんなものについても研究をさせていただければありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清水 清君） 宮下議員。

○4番（宮下 朗君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで時間もまだ多少ありますので、通学路ということもありますので、教育委員会のほうで小・中学校の熊対策ということは、安全対策ということはあるのでしょうか、お聞きます。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） ご質問の登下校に関してということで、通学路に関して現状目撃情報など寄せられていないんですが、昨今のニュースなども鑑みまして、今年度理事者にご理解をいただく中で、小・中学校の児童・生徒、全校生徒に熊除け用の鈴を配布することができました。そういったところで、熊に対して自己をPRすることで子供たちの安全対策、登下校時の安全対策に配慮させてもらっている状況でございます。こちらは本年度から始めるものでございますので、来年度以降、新入生についても配布を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 突然の質問ですみません、ありがとうございます。

以上で、熊対策の件の質問を終わりますけれども、県のほうも積極的に取り組んでいるようですので、先ほども3番議員から要望ありましたけれども、来年度の予算措置も含めてぜひ計画的な取組をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員の一般質問が終了いたしました。

ここで、昼食時間のための休憩を取ります。

再開は午後1時からといたします。

休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（清水 清君） 再開いたします。

◇ 山 口 利 江 君

○議長（清水 清君） 5番、山口利江議員の一般質問を許可します。

5番、山口議員。

○5番（山口利江君） 5番、山口利江です。よろしくお願いします。

事前に通告いたしました3項目、補聴器購入助成制度について、放課後児童クラブ無償化について、通学路の危険箇所、駅前通りの横断歩道における安全対策について一問一答でのご答弁をよろしくお願いします。

まず最初に、補聴器購入助成制度について伺います。

人口約2,356人のうち高齢者の割合が非常に高く、加齢による聴力低下に悩む方が増えています。難聴は単なる身体機能の問題にとどまらず、会話の減少や社会的孤独、さらには認知機能の低下にもつながることが指摘されています。

高齢者の聞こえ支援及び補聴器購入助成制度の必要性をどのように認識していますか。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは私のほうで答えをさせていただきます。

加齢性難聴の方に対する助成制度ということでございますけれども、難聴になりますと危機察知能力が低下したり、人と話すことに自信が持てなくなるなどして、認知機能に影響が出るというのは議員もおっしゃられたとおりかと思っております。

そういったことが懸念される状況で、村振興計画にもうたっておりますけれども、誰もが元気で健康に暮らせる村づくりのためには、運動による身体機能の介護予防と同様に、家族や友人と話をすることによる認知症予防も重要であると考えております。

加齢性難聴の方への補聴器購入助成につきましては以前にも同様のご質問をいただいております、引き続き検討を続けているという状況でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） 以前にも聞かれたと思うんですが、以前も検討していただくという答えだったんですが、ずっと検討で終わらせてもらうのも困るので、早急にいい方向にいったもらいたいと思います。

近隣の自治体では、軽度、中度、難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を導入する例が増えており、住民からも好評を得ていて、ほかの自治体の事例を参考に補聴器購入助成制度の導入について考えはありますか。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 要旨2の質問に対してお答えいたします。

おっしゃられるように他村では、両耳の聴力が40デシベル以上70デシベル未満の状態を難聴として、3万円程度を上限として補聴器購入に対する助成を行っておりまして、同じ人に対して1回の補助としているところが多いようでございます。

その中で若干懸念されますのは、補聴器の耐用年数は5年とされていることですか、定期的な点検、調整が必要なこと、加えて本人の聴力の変化により買換えが必要になってくる場合もあるかというところでございます。

それらも踏まえまして、助成制度の検討に時間をいただいているところでございます。より効果的な助成制度をつくれればというところで検討をさせていただいているところでございます。

また、現在、第10期の介護保険計画の策定に向けて、高齢者実態調査を皆様をお願いしているところでございます。聞こえの状態に対する設問もございますので、その回答状況等を確認させていただき、需要や必要性についても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） 近隣も上限3万円としていまして、5年という耐久性で結構お金がかかるんですけども、高い補聴器のほうで両耳使うと、高いのでは100万円とかという感じになりますので、モデル的な感じで上限をもうちょっと高くということを検討していただきたいと思います。その点はどうですか。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 先ほど来、村の助成制度に関しましては幾つかご要望、ご提言等をいただいているところですけども、村の財政状況等をよく確認しつつ、制度設計してまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） その点で検討していただいて、補助金制度を導入していただいた際には、役場に何度も足を運ばないという形の方が増えていますので、そういう方には手続を簡単な形にしていいただければと思います。その点はどう考えていますか。よろしく願います。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 助成制度を導入できましたらという前提になりますけれども、い

かんせん利用される方につきましては高齢の方が利用されるというのが想定されます。手続のほうもできるだけ簡素なものを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） ありがとうございます。

早期に補聴器を使用することで、生活の質の向上や介護予防に資する効果が期待できます。制度導入に際し、難聴の早期発見、早期対応を推進していく方策はありますか。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、お答えいたします。

村で現在実施しております国保特定健診ですとか後期高齢者健診では、生活習慣病ですとか、それに伴う重症化予防に重点を置いておりますので、検査に必要な防音等の設備上の点からも聴力検査の項目は設けておらないのが現状でございます。

一方で高齢者自身が難聴に気づくには、地域での活動に積極的に参加し、他者と交流することが一助となるといわれておりますので、村社会福祉協議会などが行っている地域支援事業などへの参加を呼びかけていければと思います。

また、人間ドックの結果確認の際など、窓口でお話を伺う状況もございますので、そういった際に難聴に関するご相談等ありましたら、専門医への早期受診を勧めたり、老化を遅らせるための生活習慣の見直し等について啓発、指導を行っていければと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） 相談とかというのを窓口で足を運ばなきゃいけないという、高齢者を対象としておりますので、定期的な感じで何か訪問とかという、民生委員さんとかにも、お仕事が増えますが、そのような形で当たってほしいかなと思います。その点はどうですか。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） おっしゃられるように、実際に人間ドックの補助の申請などで窓口に来ていただいた際にはという形で、保健師のほうで相談等も、お話をさせていただく機会があるかと思います。

実際に難聴の方を把握するのはなかなか状況は難しいかと思いますが、いろんな方のご協力等を検討する中で把握にも努めていければと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） ありがとうございます。

では、次にまいります。

放課後児童クラブ無償化について伺いいたします。

共働き家庭や子育て世帯の支援として放課後児童クラブが運営されています。保護者からは兄弟で通うと負担が大きいなど、物価高の中で教育費と合わせると厳しいといった声が寄せられています。また、放課後児童クラブは就労支援、共働き支援の基盤であり、子育て世帯が村に定住する上で欠かせない存在です。

放課後児童クラブ利用料の無償化について検討したことはありますか。よろしくお願ひします。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは私からお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブ利用料の無償化の検討といった点でございますが、あまり古いことまでは存じ上げないわけですが、近年では検討したことはございません。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） 近隣の村では無償化になっているので、その点で無償化にという感じを検討していただければと思います。

現在、放課後児童クラブの利用料については月額2,000円という比較的低い負担設定で運用されていることは承知しています。一方で、共働きが多様化して子育てと仕事の両立が求められる中、放課後児童クラブの役割は年々大きくなっています。子育て世帯への経済的負担軽減や安心して働ける環境整備、さらには移住や定住の促進といった観点から、放課後児童クラブの無償化を将来的な方向性として検討できないかと考えています。

もちろん制度改正には公平性の担保、事務負担、財源の整理など、クリアすべき課題があることも理解しています。

そこで伺います。子育て世帯の経済的支援、定住促進の観点から、今後どのような方針で放課後児童クラブの運営を進めますか。お願いします。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それではお答えをさせていただきます。

今後どのような方針でというところは、無償化についてということによろしいですか。承

知いたしました。

先ほどのお答えとも関係するんですが、現状では無償化の考えはないといったところでございます。理由といたしましては、一般財源の安定的な確保、村の財源の安定的な確保はもちろんとしまして、運営体制の整備であったり、無償化により今までよりも利用者が増加するといった点を加味しますと、現在の場所での保育サービスの提供がなかなか困難になってこようかなと思います。そういった点から一律的な無償化はなかなか課題が多いかなと認識をしているところでございます。

議員おっしゃられるとおり、公平性や平等性の担保といった点でございますが、現状の利用率を考慮しますと、全校児童87名いるうちの約半数41名が、一時利用も含めての利用となっています。年間利用の申込みとすると、毎日の利用は20名ほどで推移している状況でございますので、そういった点からも一律の無償化については課題が多いところかなと認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） 無償化の考えはないということですが、でしたら月額2,000円をもう少し値下げするというか、もうちょっと家庭に優しくという感じの考えはどうか。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 第1子の家庭、第2子の家庭で、第2子からは軽減策が取られている料金設定となっております。そういったことから割と、あまり高いという認識は正直しておらなかったところではありますが、今後、そのあたりも踏まえまして、近隣なども踏まえて検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） 今後検討を期待しています。

それでは最後の質問に移らせていただきます。

通学路の危険箇所、駅前通りの横断歩道における安全対策についてお伺いします。

駅前通りの横断歩道において、民家の塀が視界を遮り、車両の運転者から歩行者の姿が確認しにくい箇所があります。児童の登校時の時間帯と電車の発着時が重なることで駅前通りが短時間に混雑し、通行量が一気に増える状況です。見通しの悪さからひやりとする場面が見られます。地域住民や保護者からも危険との声があります。

そこで伺います。駅前通りの横断歩道における交通安全上の問題点はどのように認識されていますか。お願いします。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それではお答えをさせていただきます。

問題点をどのように認識といった点でございますが、こちらのほうにも保護者や近隣住民のほか、民生児童委員さんからも情報をいただいております、我々も教育委員会の中の定例会で情報共有をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） 認識しているということなのですが、前回も一応、場所とかも把握していただきたいということで次長さんには言ってあったんですが、事故が起きてからでは遅いので、その辺について早急に危険箇所を把握していただきたいと思います。

民家の塀や道路状況により見通しが悪く、車両との通行が互いに気づきにくい死角が生じている状況です。通学時間帯に児童が横断する箇所では、ドライバーが児童を発見するまでに距離が短く、急ブレーキや徐行対応が必要になるケースが確認されています。民家の塀による視界を踏まえ、カーブミラー等の安全設備を設置する考えはありますか。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） ご指摘の箇所は駐在所から駅前に少し下った辺りかなと思います。明治町通りの横断歩道の箇所かと思われます。我々もさきの教育委員の定例会におきまして現地を確認させていただいております。

現地確認をいたしました。議員おっしゃられるミラーの設置でございますが、現状のスペースではなかなか場所が取れないという結論に至っております。ハード面での整備が現状難しいといった点から、児童や生徒に対して具体的に場所を提示して、交通安全指導を行うようにソフト面の対応を教育委員会から学校のほうに依頼をしたところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） カーブミラー設置が難しいようであれば、車の運転者のほうから分かるように横断歩道だけではなく、道路上に色を付け足すとか分かりやすい感じでもよろしくお願いしたいんですが、どうですか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） それでは道路管理者という視点のほうからお答えさせていただきます。

ご指摘の箇所でございますが、そちらは私のほうも通学時に本当に危険な箇所だなというふうな認識があります。特に低学年の児童なんかはなかなかやっぱり背が低いということで、見通しも悪く、私のほうもかなり注意して運転をさせていただいているところでございます。

最近小学校の周辺にペイントだとかそういったことも実施していますので、段階的にそういったことも検討していければと思っています。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） 検討していただければ、早急がいい方向に向かってほしいと思います。

最後に、通学路全体の安全対策について伺います。

取り上げた駅前通り以外にも狭い道路、見通しの不良など、状況が似た危険箇所が存在しています。通学路の安全確保は1か所ごとの対症的対応ではなく、村全体の継続的な点検と改善の仕組みが重要だと考えています。

そこで伺います。同様の通学路危険箇所について、今後どのように点検、改善を進めていく方針ですか。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは私からお答えをさせていただきます。

通学路も幅広いといった点もございまして、我々教育委員も人が少ないといったところがございますので、危険箇所の全貌把握はなかなか難しいなと感じております。こうして具体的に危険箇所をご提示いただけることは大変ありがたく思っております。

さきの教育委員会の定例会でも話題になったわけなんですけど、PTAなど保護者の方から危険箇所の改善要望が上がったりしますと、教育委員会としましても関係機関に要請しやすくなる部分もあるなと思っております。今後、保護者さんと相談しながら取り組んでまいりたいと思います。

ハード面の整備はなかなか100%とはならない部分がございますので、当村には毎月5の日、本日もございましたが、交通安全の日の取組がございます。これは希有なものかなと思っておりますが、こうした安全運転に関わる意識の高揚、ドライバーにはそういった意識、事故防止の意識を持ってもらうことが大変有効かと思っておりますので、地域を挙げて子供たちを守っていく風土の醸成につながればと思うところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 山口議員。

○5番（山口利江君） P T Aと連携を取り合って、今後とも児童・生徒の安全を確保してもらいたいと思います。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（清水 清君） 続いて、6番、塚原利彦議員の一般質問を許可いたします。

6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 6番、塚原利彦です。

通告に基づきまして、3項目についてお聞きをしたいと思います。

1点目は公共交通について、2点目は障害者への支援について、3点目は村長1期目の振り返りと次期に向けた政策について、以上3点につきまして一問一答で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、公共交通についてお聞きをいたします。

この公共交通に関しましては私も何回か質問をさせていただきましたけれども、今日の一般質問でも1番議員さんからこのことを質問に取り上げられております。それだけこの件に関しては村民の皆さんからの強い関心や要望があるということだというふうに思います。

そこで、重複する点もあろうかと思いますが、改めてお聞きをしたいと思います。

先ほど1番議員さんからも質問がありました今年の春から実証運行を行ってきました地域循環バスに関する答弁で、利用状況などの報告がなされました。私も先ほどお聞きして、状況は分かりましたけれども、それで、登録をされた方に対してアンケートを行ったということなんですけれども、私、しっかり見てこなくていけなかったんですが、ホームページの中にデマンドバスの実証運行に関する意見というものがありますが、先ほど報告のあった部分につきましては、この意見のこの内容をご報告いただいたということなんでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきたいと思います。

ホームページに載せさせていただいたのは、麻績村デマンドバスに関するアンケート調査という形で募集をさせていただきました。先ほどおっしゃっていただいたように、利用登録者45名はもちろんでございますけれども、パブリックコメントという形でホームページ上でも意見を募集させていただいたという形でございます。

中身について申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

寄せられたご意見、ご要望となりますが、肯定的なものにつきましては先ほど来申し上げていきますように、高齢化による自家用車の運転ができなくなったときには大変ありがたい、地域住民の足として今後も継続すべき、自動車の運転免許証を返納しても何とか生活していけるような気持ちになったと。これにつきましては自由意見という形でいただいております。

否定的な意見としましては、家の近くまで来るわけでないので地域循環型のほうがよい、通院等に利用したいが通院日と運行日が合わない、バス停が遠くて利用できていないなどです。

要望という部分ですけれども、村内全てを運行経路にしたほうがよいのではないかと、J Aにもバス停を新設したらどうかと、隣村のお店まで行けるとありがたい、このようなご意見をいただいております。

設問につきましては1番議員さんのときにもお話ししました部分とあれですけれども、デマンドバスの利用状況ですとか目的、外出する機会が増えたかどうかとか、デマンドバスが使えなくなったらどうかというような質問をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、お答えいただきました。この意見というのはパブリックコメントだということでお答えがありましたけれども、そうすると、これは登録された方が以外の方のもここに載っているということなんですか。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 説明が足りなくて恐縮です。利用登録者45人の方に対して調査を行いまして、回答者が27名でございました。先ほど申し上げたご要望等につきましては、その27名から寄せられた回答となります。

ホームページ上で行いましたパブリックコメントにつきましては、残念ながらご意見がな

かったということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 分かりました。そういう形で意見を聴取していただいたということですね。

これにつきまして私も何人の方からか、特にご高齢の方から様々な声や意見をお聞きしております。特に今回の実証運行のデマンドに関しましては、予約の電話がやっぱり面倒だというふうなことからバス停まで出るのが非常に負担になっていると、利用者が限定的になっているというような意見がありました。

これについて、この実証運行をしたデマンドの関係だけでなく、全体的な広域的な運行、こういう部分についても幾つか同じような声があるんですけれども、やはり筑北地域全域を含めたバス運行があってほしいと。それから一番は、自宅から目的地までのフルデマンドにしていきたいというようなことであります。

先ほど1番議員さんへの答弁がありまして、これから先について、この先、今回、実証運行の結果を踏まえて、具体的に公共交通の運行のスタイルだとかそれから制度の決定を進めていくということをお聞きしましたけれども、私も内容をお聞きはしましたけれども、すみませんが、今後どんなふうに進めていくのかという部分についてもう一回お聞きしたいです。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 今後の進め方、要旨2のほうという形で。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 要旨2のほうのことも含めてで結構です。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、今後の進め方という部分につきましてお答えをさせていただきますと思います。

令和8年度におきましては、定時定路線バスの滑沢線、樺内線、聖高原線の運行は継続しつつ、地域循環型バスの3路線をデマンドバスとして運行する予定としてございます。

先ほど出ましたように、広域運行という部分でございますが、現時点では広域運行については考えてございません。まずはデマンドバスの路線を1路線から3路線へ拡充をしての運行を行ってまいりたいと考えます。広域運行などにつきましては次のステップとしまして、麻績村営バス運営審議会で協議をお願いしたいと考えます。

また、フルデマンド型につきましても、令和8年度においては従来どおりのデマンドバス

の運行形態で運行する中で、課題の洗い出しを行うとともにいただいたご意見などを踏まえ、同様に麻績村営バス運営審議会のほうで協議をお願いするという形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 先ほどの答弁で、今年度中でしたか、運営審議会を開催して、今言われたようなことについて協議をしてもらうということなんですかけれども、広域的な部分の運行、これについてはまだ今すぐということではないということなんですかけれども、そういった部分、広域的なということになりますと、麻績だけでなく、この筑北地域全体でということになるのかと思うんですが、そういった部分を審議するのも麻績村のバスの運営審議会の中で協議していくということなんですか。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

まずもって運行形態、それぞれ課題等はある中で、また、料金等の課題もあります。そういった場面につきましても、審議会のほうでお諮りをしてという形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） これは関心が村民の皆さん、非常に高いものですから、審議会ですんな話がされたとか、それから村民の皆さんの意見も反映して、いろいろ今後の運行形態とかについての協議をしていくという、そういう部分に踏み込んで私は運営審議会ですれるのかなというふうに思っているんですが、筑北地域全域に関わる面というのは、当面はその中では審議というところの議題にはならないということですか。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げたように、まずもっては3路線をデマンド化にするというところで課題の洗い出し等を行うという形になろうかと思います。広域運行等々につきましてはそれからという形になりますので、協議の時期については少し先になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 分かりました。

県のホームページにも昨年度策定された地域公共交通計画というのが載っています。その

中に計画概要の市町村の役割欄というところがありますけれども、隣接する自治体との間の移動手段の維持確保というふうな役割という部分に示されています。

私はぜひ早期に麻績村、筑北村とそれから運営会社、聖高原バスさんですか、この3者による公共交通策定に向けた協議体というようなものを立ち上げて、進めていくべきだというふうに考えますけれども、こういった方向というか、そういうこともバスの運営審議会ですれ協議して、そういうふうにやっていこうということは運営審議会の中で決めていくことになりますか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 広域バスの運行という部分につきましては、やはり麻績村、筑北村さん等と今の現状のバスの運行形態が違っているということもございますし、また、料金等も違う点もございます。それから運営するエリアも違うというような形になってこようかと思っています。

一長一短に、じゃ2つを合わせて一緒にしちゃえばいいじゃないかというような安易な部分での運営は難しい部分があるのかなというようなことでございますし、また、それぞれの村の求めている考え方も違う、それから運行する意味も違うというようなこともございますので、あくまでもこれは運営審議会のほうで検討というよりも、まずは事務者レベルからそういう部分について、担当者レベルで話をする中で、今後そういうことが可能なのかどうかという将来的な部分を探りながら、今後進めていくという形態になるんじゃないかと思っています。

また、そういった形態が出てきたときに、果たしてそういう運行がいいのかどうなのかというのは運営審議会等でしっかりとした方向性を出して、また進めていくというような形になりますので、当面はそういった形について両村の担当者レベルの中でどうかというような打診をしながら、協議を進めていく。それからがスタートではないかと思っているところでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、お答えいただきました。この問題は、私はあまり先延ばししないでいただいて、できるだけ早期に本当に充実した公共交通にしていってもらわなければいけないというふうに思っております。

ご高齢となって免許の返納を考えておられる方のためにも、ぜひ利用しやすい制度にする

ように協議を積極的に早めていくような、そういう方向で考えていただきたいというふうに思っております。

では、次の質問にまいります。

2番目として、障害者への支援等についてということでお伺いをいたします。

まず、質問要旨1ですけれども、療育手帳をお持ちの障害者の方で、村内の施設の利用料に関して割引等の対応が受けられていないというようなお話を聞きました。

確認はしていないんですけれども、私も実情の本当に詳細に認識をしておりませんのでお聞きをしたいんですけれども、麻績村内の療育手帳をお持ちの方が利用できる制度とか施設についてどういうふうになっているか、その内容をお聞きしたいし、それからその利用の現状がどうなのか、こういう制度にはなっているけれども現状はどうかという、そういった点についても本来のとおり利用できているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

制度の関係、また、施設のほうを重点的にという形でございますので、住民課所管の施設ということで宮本の福祉センターの使用につきましては、障害者手帳をお持ちの方については減免というような制度がございます。

実際、ほかの施設、村内の施設も幾つかございますけれども、それぞれ担当課で所管している施設に関しましては、施設ごとの目的等も確認して、使用料減免などの福祉施策が必要かどうかというところも協議が必要かと思います。

私のほうからは以上になります。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、住民課長のほうからお話がありましたけれども、聖の博物館、入館料については特に割引とか受けられていない、免除ですか、割引ですか、というようなことを聞きましたけれども、そこら辺はどんな実情になっているか。

○議長（清水 清君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは聖博物館等についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在、聖博物館等では療育手帳等の減免等は行っておりません。近隣のところで半額とか割引を行っているところがあるようでございます。これに関しましては状況を見ながら研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 観月苑とかはどんな感じですか。

○議長（清水 清君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） 観月苑も同様、療育手帳の割引というのは行っておらない状況でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 村内だけでなくほかから来訪される方、博物館とか観月苑とかそういったところに来られる方で、手帳を持ってこられたときにはどんなふうに対応になるんでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） 現在、特にそういう対応は行っておりません。今後、研究していきたいというような状況になっております。

以上です。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 現実的にそういう例といいますか、実際にそういう場面というのがあまりないのかもしれませんが、やっぱりこれは本来の在り方に沿った形で実施をしていくということで、改善をしてもらわなければいけないことではないかなというふうに思っておりますので、これは早急にその辺についてはしっかり考えていただきたいというふうに思います。

それでは次に、質問要旨2に移ります。

人工透析患者の方の通院の送迎支援、それから送迎費用の助成についてお聞きしたいと思います。

麻績村にも人工透析を受けておられる方が何人かおられると聞きました。透析を受けておられる方は平均週3回ぐらいは通院しなければならないというようで、近隣の病院への通院というのは本人だけでなく、ご家族の負担も大変だというふうに思います。通院の交通手段とともに交通費、ガソリン代とかそういったものの負担も多いのではないのでしょうか。

そこで、透析に通院されている方への送迎の手段、それから交通費の助成、ぜひこれを考えてもらいたいというふうに思います。

私、このことについて近隣の自治体の状況なんかを幾つか見てみました。朝日村では移動の支援ということで、これは村民税の非課税世帯、重度の透析者なんですけれども、基本無料ということでホームページに載っていました。それから山形村ではタクシー券の配布、500円券を1か月10枚というふうなことがホームページに載っております。

それから生坂村では社協で有償運送ですね。麻績のように有償運送があるんですけれども、そんなに大勢ではないけれども、送迎をされている方があるというふうに聞きました。聞き取りですのではっきり確認はしていませんけれども、それから筑北村さんは同じように社協で有償の運行制度がありますけれども、透析の利用者の方はおらないというふうに聞きました。

あとは、これは大きい市ですけれども、長野市の場合は交通費の助成制度ということでタクシー券600円掛ける18枚、それか燃料代年間1万円というふうにホームページに載っております。ほかにも何らかの支援を実施している自治体は県内にも幾つかあると思います。

当村では社協で、登録制で福祉有償運送を行っているんですが、現状では透析の利用者の方ではおられないようです。病院側で送迎を行っているところもあるようですけれども、一部の方だけとなっている状況のようです。

こうしたことから、人工透析を受けておられる方への送迎の支援あるいは交通費の助成、これについてぜひ考えていただきたいというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは私のほうでお答えをさせていただきます。

人工透析を受けておられる方の支援としましては、議員おっしゃられるように通院にかかるキロ数に応じて燃料代を助成したり、タクシーなどの交通費に対して助成を行っている自治体があるということを確認しております。残念ながら麻績村では現在、そういった制度はございません。

人工透析の医療につきましては、特定疾病制度や福祉医療での償還により窓口の医療負担はほぼなくなるということになりますけれども、通院に関する負担は大きいと推察されます。

実際に医療機関で実施している送迎サービスなどの状況についても確認し、麻績村は医療機関との距離もかなり遠い状況でございますので、そういった通院に対してどの程度助成ができるか研究をしていく必要があろうかという状況でございます。今のところ、まだそういった状況でございます。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） お答えいただきました。直接の送迎を行うという部分はなかなか難しいかと思いますが、交通費の助成というようなことを考える場合なんですが、これは検討していくというふうになったときの検討するポイントという部分で、予算、お金の面でどうなのかということがポイントになるのか、あるいはお金は関係なく、切実で優先的な課題だから早めに検討しなきゃいけないことなのか、まだそれは先のことでいいというような、そういう検討期間のことになるのか、その辺でどんなふうに、両方ということもあるかもしれませんが、金額的に大きいからちょっとすぐにはということなのか、いや、これはすぐにでもできるだけ助成をしたいということで考えてもらえるのか、その考え方はどうですか。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 先ほどお答えしました中で、どの程度の支援ができるかというところは当然、金額面等にも含まれてくるところだと考えております。

また、実際、通院が必要な方というのは、その世帯の状況に応じて様々いらっしゃるかと思います。実際、透析で通われる方の負担が大きいというのは認識しておりますけれども、そういった方とどういった形で支援の対象を絞っていくのか、人工透析を受けられている方を絞って対象としていくのか、それ以外にも通院で困っている方はいらっしゃらないのか、そういうところも十分に検討する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 私はぜひ助成制度をつくっていただきたいというふうに思います。近隣の市町村の実施状況を見て考えるというのではなくて、先進的に福祉政策として創設をしていただきたいことをお願いします。

では、次に進みます。

要旨3にまいります。山ぼうし作業場への有資格者の配置、指導員の配置の見込みに関してお聞きをしたいと思います。

本年6月議会のときにこのことについてお聞きしました。福祉施設は新しくできましたけれども、実際の運営に関しては人的体制が十分になっていないということで、従来から行ってきた野菜作りとかやりたいことができない状況になっているということで、利用者のご家族からもうどうか指導員を増やしてほしいと、充実してほしいという要望が以前から上がっております。

6月の質問のときも村長からのご答弁では、作業場ではしっかり春先に計画を立てて、ある程度納得をいただく中で事業が進められているというふうに感じていると。また、どうしても足りないというときは採用の公募をするということもというようなお答えがありました。

今期も残り3か月余りとなりまして、来年度の予算や事業計画も進められていると思いますけれども、新年度からの福祉施設、特に山ぼうし作業場の運営について充実した人的体制、それでスタートができるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 山ぼうし作業場の関係ということでお答えをさせていただきます。

今回、新たな福祉施設に移行して1か月が経過しておりますけれども、同じ建物内で活動していく中で、企業センターと山ぼうしの指導員同士の情報共有や対話も少しずつ増えてきていると感じているところでございます。そうした中で、指導員同士のやりくり等で今、何とかやっていたいただいているという状況かと思っております。

実際に今まで指導していただいた方は、体調面等でなかなか出勤できないというような状況も十分に承知はしておるわけですが、これからにつきましては、現在の利用者さんの活動状況を確認していく必要があらうかと思っておりますけれども、山ぼうし作業場をこれから事業所として運営していくということに関しては、サービス管理責任者など、やはりスタッフ等の充実も大変重要だと感じております。

実際に来年度、どの程度、人員体制が整えられるか、これからさらに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 考えていくという今、お答えがありましたけれども、今の山ぼうしにとっては、これは緊急課題だというふうに思います。期限を決めることが必要じゃないかというふうに思います。できれば新年度からスタートできるというふうに考えてもらうのが重要だと私は思うんですが、村長、どんなふうにお考えですか。

○議長（清水 清君） 塚原村長の答弁を求めます。

○村長（塚原勝幸君） 山ぼうしについては、どのくらいのところが人員不足なのかというような部分もございますし、また、利用者数がどのくらいいるのかというような部分での対応というようなものがございます。

今、現状の中におきましては、村として山ぼうしという1つの事業所として今、人材をつ

けて運営をしているというようなところでございます。ただ、計画上、どこまでやったらいいのか、どこまで進めたらいいのかというのは計り知れない部分があるわけでございますけれども、ある程度、今、来ていただいている皆さん方においては、それぞれあそこで活動していただいているというのが実情ではないかと思うところでございます。

実際的に従業員をどんどん増やせばいい、指導員を増やせばいいのかという部分も、これは全体的な運営の形の中で、なかなかそういう状況にもならないわけでございますけれども、来ていただいている障害者の皆さん方が安心して安全に活動できる施設というような箱物ができたというふうなことでございますので、今後、そこからどういった活動をしていくかというような部分については、今後検討し、充実を図っていかなければと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） ご答弁をいただきましたけれども、6月のときもお聞きをしまして、答えとしては検討していくとか、研究していくというようなことだったので、特別、来年度から何としてもというようなところまでは、私は受け止められませんでした。いずれにしても日頃からしっかり現場の皆さんと話し合いをしたり、状況を確認してもらって認識してもらうことが不可欠だというふうに思います。

ぜひそのように対応していただきたいということを改めてお願いをしたいと思います。

では、次の3番目の質問に移ります。

村長1期目の振り返りと次期に向けた政策ということでお聞きします。

先頃の新聞報道で、塚原村長は今月行われる麻績村村長選挙に2期目へ向け、立候補されることを表明されました。新聞にはこの4年間に実行された子育て支援の諸政策、そして今後に向けた村政方針や計画が掲載されました。

そこでお聞きをいたします。要旨1ですけれども、これまでの4年間の行政運営を振り返って成果や課題についてご自身ではどんなふうに思っておられるか、そしてもう一面として、村民の皆さんの受け止めや評価、これを村長ご自身としてはどう見ておられるか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

この4年間につきましては、少子高齢化が急速に進む現状におきまして、活力ある村づく

りに向けまして、事業の推進に努めてきたところでございます。また、公約に掲げました事項の具現化にも努めてきたと自負しているところでございます。

村民の皆さんの受け止め方や評価につきましては、村民の皆さん方が村づくりに求める考え方が違いますので一概には言えませんが、各分野で村の財政を考えながら、住民の皆さん方の負託に応えるべく福祉の向上に努めてまいったと考えているところでございます。

成果につきましては、取り組んでまいりましたソフト、そしてハード面等の事業につきましては、人口減少が幾らかでも緩やかになったと思われまし、子育てする保護者の皆さん方が幾らかでも負担軽減につながっているのではないかなと思っているところでございますし、また、麻績村で子育てをというようなお気持ちを持たれている方もいるのではないかなと思っているところでございます。

いずれにしても子育て部分につきましては、やはりいろんな分野で保護者負担の軽減というのを図ってまいっております。保育園においては未満児の保育料の半減というような部分もございまして、また、給食費等については保育園、小学校、中学校全部無料化というようなことも進めてまいりました。また、こういった高校生の通学補助というのも実施をさせていただいておりますし、18歳以下の医療費については無料化というような形も取り組ませていただきました。

そういった部分で子育てに対するそういった部分も、ソフト面では充実してきているのではないかなと思っているところでございます。また、高齢者の皆さんや障害者の皆さんに優しい福祉にもつながっているのではないかなと思います。

今、ご質問あったとおり、障害者の皆様方が安全・安心に働ける場所、また、安心・安全に活動できる場所というような、そういった1つの箱物ができたというような形でございまして、高齢者の皆様方におかれましてはいろいろと生涯、自分が元気で自分らしさを保ちながら、そして麻績村で暮らしていただくというような形の中におきましては、社協等の充実を図る中でそういった各種の教室あるいは各種事業の推進というようなことで、そしてまた、高齢者の皆さん方の健診活動というようなことで充実を図ってきたところでございます。

そういったもので今後におきましても、全国的な少子高齢化が危惧される中におきましては、麻績村の大きな課題というのはやはり少子高齢化、人口減少というのが大きな課題ではないかなと思っているところでございます。そんな人口減少に歯止めはかかりませんが、幾らかでも減少傾向を穏やかにする、そういった目的で事業推進をしてきたところでございます。

この間もデータの中で、平成17年から20年たった今年、令和7年でございますけれども、20年間に約1,000人の人口減少というふうなことが進んでございます。また、2050年に向けて統計が出ているわけでございますけれども、麻績村の人口も1,651人になるというような、そんな統計も出てございます。

これは全国的な減少の中で、全国的にも1億2,000万人の人口が8,000万人ぐらい落ちるというようなことでございますので、そこへいって麻績村だけが増えるという部分は大変難しいという部分でございますけれども、今後においてもやはり自然増減については、これは仕方がないとしても、社会増減についてはやはり出ていく人、入ってくる人というような形を考えたときには、入ってくる人たちを幾らかでも多くする、社会増を多くするというような気持ちの中で今まで事業推進をしてきたというようなことでございます。

そういった意味で、村民の皆さん方の評価というのはまちまちだと思いますけれども、私なりに誠心誠意、麻績村発展、そして活性化のために努めてきたなと自分自身、自負しているところでございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、お答えいただきました。2つ、私が聞いてみたいといひますか、ありまして、1つはよく村民の皆さんから言われるんですけれども、任期中に実施をしてこられた地区懇談会なんですけれども、直接、各集落に出向いて住民の皆さんとの話合い、それから要望の聞き取りを行って、村政に反映させるということで行ってこられたかと思ひますけれども、これを振り返ってみてどうだったか、充実した懇談ができたのか、また、村民の皆さんの評価はどうだったのか、懇談会についてひとつお聞きたい。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 地区懇談会については麻績村、約25地区回らせていただひてござひます。それぞれの地区でいろんなご要望、また、課題等々、それぞれ違ひと思ひますけれども、そういった生の声をじかにお聞きできたということは大変よかったと思ひているところでござひますし、いろいと地区懇談会の方式を変えたらどうかと、今少しオープンに交流センター、第二公民館等でやったらどうかというようなお声もありますけれども、やはりこの地区懇談会によって、大体350人ぐらひの出席というような形でいただひてござひます。

これは交流センターとかそういった公民館でやったら、せいぜい二、三十人が集まるのが精いっぱいかなというようなことでござひますけれども、そういった意味では各地域の皆さん

ん方と膝を交えて、より多くのお話が聞こえたということは大変、地区懇談会に対する意義があるのではないかと考えているところでございます。

そしてまた、地域の皆さん方も公なところまで来て言えないというようなこともそういった地域の中で、これはどうだあだというような、地域の皆さん方で話し合いながら、また、地域のそういう課題をしっかりとお話をいただけるというようなことでございますので、今後についてもそういった地域の住民の皆さん方と膝を交えた懇談等については、できる範囲でやっていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、お答えをいただきましたけれども、私は正直いってよかった、有意義だったという声をあまり聞いてはおりません。

懇談会の内容とか進め方などについて検討や工夫をされていればというように、そういった声をいただいた方もあります。毎回同じようなパターンで、何かもう少し一歩前に出られるような、例えば行政のほうからこういうことについてお聞きしたいとか、そういった進め方の内容、工夫などをもう少ししてもらいべきじゃなかったかというふうに、私もそんな感じはしております。

もう1点お聞きしたいというのは、これは私個人の感想ですからあれですけども、議会の一般質問、今日もしているわけですけども、各議員さんからは様々な意見、質問がされるわけですけども、質問といっても知りたいことをただ聞くというだけじゃなくて、村政に対する提言とか方針提起も数多くされているわけです。

こうしたらどうか、こうすべきではないかというようなことで、こうした一般質問での提言や方針提起を受けて、実際に検討や実行をしてもらったというような事例ですか、私は印象的にはあまり、答弁はしてもらったんだけど、検討してもらって進んでいったということがどのくらいあったかなというような気がします。

そういったことで方針提起とか提言に関して、一般質問で議員がそれぞれされているわけですけども、この点について、これを受け止めて実行するあるいは検討する、こういう点ではどうだったかということについてはどうですか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員さん方の一般質問でご提言、ご意見、いろんなことをいただいております。これを全て一から十まで全部やるというようなことはなかなか難しいというよ

うな部分がございますし、また、検討もしなきゃならないこともあれば、協議をしなきゃならないこともございます。

そしてまた、村においては執行していくという上においては予算というものがついて回ります。小さな村でございますので、限られた財源をどれだけ有効に使うかというような部分もございますし、また、そういった中においても経常経費という部分がございます。

どうしてもこれだけの経費はかかるという中で、その上に新たなことをどれだけやるかというような部分も検討していかなきゃならないということでございますので、一概に全部を全部網羅して、できるというふうなわけにはいきませんが、極力、いろんな議員さんからいただいているご意見、またご要望、ご提言等については可能な限り、できるものについては推進してきているのではないかと考えているところでございます。

歴代の村長さん方においてもそういったものをお聞きする中で、やはりできること、できないことを分けて、そしてまた、協議しなきゃいけないこと、検討しなきゃいけないことを分けて、そして実施できること、実施できないことをしっかりと把握する中で進めてきたのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても全部が全部、言われたものが全部できればいいわけでございますけれども、やはり全体的な部分、そして村の将来的な部分等々を検討する中で、事業を進めさせていただいているというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思ってございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、ご答弁いただきましたけれども、私は予算に関係すること、それもありますけれども、そういうことじゃなくて、会議の持ち方とかもう少しこういった部分については有意義な内容の話とかそういったことをするとか、お金に関係ない部分でもかなり提言はされていると思います。

ですので、ぜひそういった点を受け止めていただく。そして、これは言い方は悪いんですが、質問に対して答弁したから、はい、仕事が終わったという、そんな考えは行政にはないと思いますけれども、ぜひ積極的に受け止めて、検討や実行ができることは前向きに取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問要旨2に移ります。

新聞報道で、村長選挙に当たって2期目への重点政策を発表されましたけれども、その新

聞記事には載っていない点についてお聞きしたいと思います。

それは麻績村の振興計画にも記載がありますし、県としても推進をしています地域の連携、協力という面です。具体的には筑北村さんとの連携協力という点です。

今年の6月議会でも私、全く同じことをお聞きしたんですけれども、今回、改めて聞くというのは、選挙を迎えられるということで、選挙というものがありますので、ここで改めてご自身の今後の目指すところといたしますか、そういったものについて考えといたしますか、そういったものの認識といたしますか、そういうものをお聞きしたいということで、また6月と同じことをお聞きするんですけれども、いずれにしても筑北村さんとは地形的にも生活環境の面でも同じ状況の両村が抱えている共通する課題、幾つかあると思います。これは協議を重ね、連携、協力して対応していくことが迫られているというふうに思います。

このたび、筑北村さんでは村長さんも替わられまして、新たななかじ取りをされておられるわけですけれども、麻績村長2期目に向けての方針、考えとして、この地域課題の解決に向けて筑北村さんとの協議、連携、協働などについて改めてその思いといたしますか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 筑北村との連携、協働というふうな部分でございますけれども、それぞれの分野で連携や協働して事業を行うことによりまして、効率的で行政負担の軽減が図れる事業等については連携や協働が現在でも図られているのではないかとと思うところでございます。

しかしながら、それぞれの村におきましては、村の皆様から村づくりに対するご要望も違いますし、村の将来に向けての村づくりの考え方も違います。また、情勢や村民感情、環境も違いますので、一概に協働による事業実施は難しい面もあるのではないかと考えているところでございます。

いろいろと今までそういった部分で協議がされてきた中におきましても、やはり感情と環境あるいは情勢の違いというようなことで、なかなかうまくいかなかった事例も過去にはあったわけでございますけれども、今、現状の中におきましては、共有あるいは連携できるものについては、両者がお話しする中で実施をしていかなきゃいけないとされているところでございますし、また、今後、協働によります財政負担が軽減され、それから事業効率化が図れるというような事業につきましては、地域の活性化にもつながっていくという面からは、協働あるいは連携の事業実施というような形が考えられていくのではないかと考えていると

ころでございます。

前村長さんとは4年間というふうな形の中でいろんなお話もしてきたわけでございますけれども、また、筑北村さんのほうについてはトップが替わったというようなこともございますので、今後、そういった意味でまた懇談を深める中で、協議が図っていければいいかなと思っているところでございます。

いずれにしても筑北地域、どこから来ても峠を越えなきゃならないというような、本当に盆地の中にあるというようなことでございますので、そういった意味である程度の中山間地の課題は似通っているのかなというふうなことも考えているところでございます。

そんな中で、今後、両村で効率的な行政運営が、そして、経費の節減につながるような、そんな連携事業については、両村で協議を進める中で、これは単村で考えてもできないわけでございますので、両村が合意できれば、そんな事業推進にも向けて努めていければと思っていますところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 6月のときにもお聞きしましたし、今も改めてまたお聞きしましたけれども、私は県のほうでもいっているように、近隣の市町村で協力、連携をしていくということについては県のほうでもそういう方針を進めていますので、ぜひ筑北村さんとは連携、協力して、この地域課題改善にしっかりそういった協力、連携をして進めてもらいたいということを改めて申し上げまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を挟みます。

再開は14時20分といたします。

ご休憩をお願いいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（清水 清君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◇ 刈 間 利 恵 君

○議長（清水 清君） 7 番、刈間利恵議員の一般質問を許可いたします。

7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） 7 番、刈間利恵でございます。

何事も初めてのことでございますので、その点ご承知おきいただきまして、よろしく願
いいたします。

それでは、先に通告いたしました7項目について、一問一答でお尋ねをいたします。

昨今の詐欺被害について、皆さんご存知かと思いますが、長野県の10月現在での詐欺被害
額は電話でお金詐欺が13億6,000万円、SNSロマンス詐欺被害17億8,000万円、合計で約
31億の被害額です。全国は、1月から9月まで965億3,000万円と、1兆円に近いくらいに
なっています。

一時期より減りましたが、まだまだ予断を許さない状況と思います。警察官なりすましな
ど、手口も巧妙になっています。岡谷市で資金を集めていたところが摘発され、県内では少
なくなったように感じます。電話でお金儲けは詐欺です。警察から電話で事情聴取はやり
ません。

実際被害に遭った方の情報として、お金を用意したが気がつき難を逃れた方、ロマンス詐
欺で、お金を取られましたが一部返金してもらえた方、〇〇県警ですがとの電話が来て、一
瞬信じてしまいそうになった方。そのときは暗示にかけられたような洗脳状態になってしま
います。誰もが、直面すればなり得ることです。

そして、配当金などという話でお金を先にもらった場合には、その後、お金をすぐ出し
たとしても、被害者であっても加害者になってしまうこともありますので、恐ろしいこと
です。皆様の大切な財産を、訳の分からない者に渡さないようにしなければなりません。

それで、要旨1として、麻績村には緊急通報装置等設置事業補助の現在の活用状況はど
のような感じでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、消費者行政という関係で、私のほうからお答えをさせ
ていただきます。

議員に言っていただきました緊急通報装置等設置事業補助につきましては、内容的には65歳以上の援護を要する独り暮らしの高齢者の方などが、通報装置を設置する費用の一部を補助するというようなものでございます。

現在の今年度の利用状況につきましては、1件申請がある状況でございます。内容的には、独り暮らしの方もしくはご自宅にいらっしゃる高齢の方の身体的な心配、もしものときの通報装置というような形でご利用いただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

そうしましたら、要旨2としまして、麻績村では、A I付きの迷惑防止機能付き電話の、全世帯への補助対応というお考えはありますでしょうか。

各市町村により対応は違いますが、上田市65歳以上1世帯1台120件、安曇野市でも同条件で20件、山ノ内町は年齢制限なし等です。県警の補助金も来年2月まで受け付けているようです。

麻績村では、その迷惑防止機能付き電話への補助対応ということはお考えでしょうか。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それではお答えいたします。

現在のところですが、麻績村では、迷惑防止機能付きの電話導入に関する補助事業は設けておらないのが現状です。

近隣の状況を見ますと、購入補助ですとか、電話機の対応事業などを行っている自治体があるということを確認しております。同時に、先ほど議員おっしゃられました長野県警察では、特殊詐欺対策サービス開設工事、これは端末を置いて、その端末に録音をし、A Iが怪しい電話でないかどうか判断をし、関係者に通報してくれるというような流れのものなのですが、それに対する補助を2分の1出しているというような事業を確認しております。

村のほうでも、実際そういった特殊詐欺対策を講じる住民の方に、どのような支援が効果的か、いろんな補助事業等を確認する中で、研究をできればと、今のところは考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

費用面でもし難しい場合、大分前ですがしつこい勧誘お断りのシールを、麻績村で作成したと思うんですけども、そのような啓発シールを作成して、電話の近くに貼ってもらうということはどうでしょうか。

○議長（清水 清君） 住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、シールなどでの啓発活動はということで、村独自であっても多額の費用がかからない対策をご提案いただいたというところかと思います。

実際に以前もお配りした経緯もございますし、実際に、国の地方消費者行政交付金というメニューがありまして、そちらのメニューの中には、そういった啓発活動に取り組む経費も補助対象になるというようなものを確認をしております。そういった制度の活用を含めまして、住民の皆様が被害に遭わないような取組ができればと思います。

まずもっては、怪しい電話が来たときに疑ってかかるというような心持ちというか、そういった啓発活動が重要かと考えておりますので、その点は、来年度予算等に向けて検討させていただければと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。

ぜひお考えいただいて、備えあれば憂いなしということで、考えていただきたいと思います。

最近、ほかの詐欺商法なんですけれども、11月の中旬くらいに、私の家に水道管の詰まりの点検ということを称しまして、若い男の子が片手に持って、さも点検するように来ましたので、もうこれは詐欺商法だと思ひまして、うちはバルブメーカーに勤めていましたので、そういうことも話したら、バルブのメーカーなんかは大きいところなんかは、そういう水道関係の方はすぐ言えるわけなんですね。が、言えなくて、しどろもどろになっていました。なので、多分、家の中に入り、シンクのところを見たいと。それで詰まらせて、多分、法外な値段を取るというような、昔からあるような詐欺商法も来ましたので、さらなる啓発をお願いいたします。

1 番の質問事項を終わらせていただきまして、質問事項 2 に移らせていただきます。

これからの学校の在り方についてということで、要旨 1 としまして、小規模校ならではの一人一人に合わせた I C T 環境はどのように行われていますか。

麻績村では、一貫性と連帯強化という教育理念に基づき、学校運営をしていただいている

わけですが、インターネット等を使い、他校とのやり取りはどのように行われているのかお聞きいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それではお答えをさせていただきます。

I C T教育に関わる環境整備でございますが、小・中学校ともに全児童・全生徒にタブレット端末が配られ、校内も無線L A N環境、W i - F iを整備しまして、インターネットに接続できる状況となっております。

教育にこうした情報通信技術が用いられるようになりまして、国の推し進めたG I G Aスクール構想が導入されて、当村では本年度6年目を迎えております。コロナ禍を経て、学校現場、教育現場の姿が飛躍的に変わってきているなど実感しているところです。

議員がおっしゃられるようなオンラインによる授業も可能となりました。不登校気味の生徒もオンラインで授業に参加できるといった点も大きなメリットと感じております。

また、今年度の中学校の生徒会、正副会長選挙では、オンライン投票を初めて導入したと学校から報告を受けました。オンラインのため、不登校の生徒も投票できるといった点は、I C Tならではの感じております。

ご質問の、小規模校ならではのといった点でございますが、当村1クラス15人ほどの規模感となりますが、村費の支援員を学校に多数配置をしております。複数の目で子どもたちの学びを見守れる環境にあることが一番のメリットと考えておりまして、当村の特徴的な取組だと思っております。子どもの困った感に気づき、寄り添えるところが授業の理解度、また習熟度を上げ、ひいては学習意欲の向上につながるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

教育次長のお話を聞きまして、安心するところでございます。

私は、中学などは7クラスもありまして、小規模校でのそういうメリットである、そういうような環境ではありませんでしたので、とてもうらやましく思います。

では、要旨2としまして、中学を筑北村と一緒に、協同で授業をとの声がありますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（清水 清君） 教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それではお答えをさせていただきます。

筑北村に限定するものではございませんが、既に現在でもオンラインによる合同授業の取組がございます。聖南中ともオンラインにより社会科の授業を合同で行っている実績が既にございます。部活動につきましては、吹奏楽部におきまして聖南中、また生坂中の2校と合同チームを作って、現在部活動を行っているところでございます。

少人数学級のメリット、デメリットといった点を考慮しますと、社会性やコミュニケーションの観点からは、多様な人材と交流することが重要と考えているところでございますので、今後も合同で行えることがあれば、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

そのお話を聞きまして、さらなる安心を得ました。

親御さんからすれば、子どもさんが少ないと、高校に行ったら、新しい子たちとまたコミュニケーションを取るわけですがけれども、それが不足などして、とても心配だという声も出ていましたので、今お聞きしまして安心しているところでございます。

学校行事とか部活の維持困難など、麻績村に限ることではありません。そんな中、親御さん、教育委員会の皆さんに日々考えていただき、筑北村との合同で部活動をしていることも承知をしています。10月の教育委員会では、部活動の在り方など、いろいろについて検討委員会を立ち上げるとのご発言もいただき、安心しているところでございます。

さらに進めていただき、麻績の子どもたちが輝ける未来をつかめるよう、お願いをして質問を終わらせていただきます。

補足としまして、給食については、食事内容等、この村ではとても満足だと保護者の方からお話を聞いています。引き続き、物価高騰の折ですが、よろしくお願いいたします。

では、3番、生活インフラについてお聞きします。

要旨1として、先ほど4番議員からお話がありましたが、物価高騰の中、これから全世帯に対しての補助はあるのか。

政府は、先ほども4番議員おっしゃいましたが、重点支援地方交付金というのを出すようですけれども、そのうち4,000億円は、クーポンとかいろいろに使って対応するというお話がありましたので、先ほど村長さんからお話を聞きましたが、全世帯に対しての交付金があるということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員のほうからおっしゃられたとおり、さきの宮下議員のご質問にもございましたけれども、平成7年11月21日に閣議決定されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、令和7年の国の補正予算案において、全体的に2兆円、そのうち4,000億円が追加ということで、国のほうでは指名されてきております。

今回の重点支援地方交付金につきましても、生活者に対する食料等の物価高騰への支援ということが盛り込まれてございますので、国会の審議がなされて予算が通れば、事業内容を精査する中で、全世帯に向けた生活支援という部分で、速やかに検討してまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

では、要旨2としまして、突然の停電等アクシデントがあったときの、村民への対応はどのように行っているのかお聞きします。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、突然のアクシデント、停電という部分でございますが、あった場合の対応につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

村内におきまして、台風、積雪などによりまして、倒木が道を塞ぐ形で電線を切ってしまう、また電線が垂れ下がっているといった場合につきましては、通行されている方から役場への連絡がございます。その情報を基に中部電力への連絡をさせていただいて、対応をお願いしているところでございます。あわせまして、倒木の場合につきましては、振興課職員による現地確認、可能な範囲での倒木処理を行っております。

この様な状況であれば、現場で中部電力の関係者と接触ができ、復旧のめどが把握しやすい、ため、宿日直者と情報共有をする中で、役場へのお問合せにお答えをしているという状況でございます。

しかし、それ以外の事案、特に村外での事案につきましては、状況の把握ができないため、職員におきましても中部電力の停電情報などを閲覧する中で、情報収集に努めているところでございます。

村内での大規模停電などが発生した場合には、中部電力から連絡は来ますが、早くて30分程後というような形が往々にしてございます。連絡をいただき状況が把握でき次第、防災行政無線等を通じまして村民の皆様にお知らせをしてきてまいりましたし、今後も同様に考えてございます。

停電以外の緊急的な事案においても、必要に応じまして防災行政無線を活用する中で、周知広報に努めてまいります。

また、停電については、中部電力のホームページに停電情報というものが掲載されます。また、停電情報のお知らせアプリというものもございます。そういったものもご活用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

でも、ちょっと突然の停電で、役場の関係もみんなも全然分からないというようなときもありますので、そのときは10分くらいしましたら、停電しましたというような形で放送を流していただくことは可能でしょうか。

多分、中部電力での公式発表というのは、おっしゃられたように遅いわけですが、村全体でちょっと停電しました、今していますみたいな、そういう話を、そういう連絡をするということは可能でしょうか。

○議長（清水 清君） 総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 放送等でお知らせする場合につきましては、大規模停電という部分が想定されます。極端な話申し上げますと、役場庁舎は停電をしていないけれども、本町の信号機が止まっているという場面もありまして、我々も把握がしづらい部分があります。あとは、エリア的に、停電しないエリアが多ければ、逆に混乱を招く部分もございます。

放送等でお知らせする場合については、先ほど来申し上げていますように、大規模停電というところに対応してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

素早い対応をお願いいたします。

この頃は、上田市、大町などはツイートでも熊情報、行方不明者についてなどをしていま

すので、そういうのも活用していただきたいと思います。

では、質問事項4番に移させていただきます。

聖高原駅にエレベーターを設置するお考えはありますか。設置について。要旨1として、エレベーターを設置するお考えはありますか。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、聖高原駅にエレベーターの設置についてという形で、お答えをさせていただきたいと思います。

聖高原駅につきましては、本村の玄関口であるとともに、通勤、通学、通院、さらには観光等で利用される重要な公共交通の結節点であると考えます。

一方で、ご承知のとおり、駅構内の構造は、ホームへ向かう際の跨線橋を経由する必要があります。現状では階段での昇降となっております。このため、高齢者の方、身体に障害のある方、杖を利用されている方、またベビーカーを利用する子育て世代、大きな荷物を持つ観光客などにおいては、聖高原駅の利用に対しての負担、不安が生じているものと認識をしております。

そのため、松本地域3市5村、関係議会、商工会、観光協会、長野県、県議会議員により構成されています篠ノ井線松本地域活性化協議会が、平成26年11月に設立をされた以降、篠ノ井線の利便性向上、快適性向上を図る上で各地域の課題を洗い出し、協議会の要望として鉄道事業者等の関係機関へ働きかけをしているところでございます。

本村におきましても、平成28年度、29年度では、利用促進の観点からも駅のバリアフリー化を要望しております。また、平成30年度においては、バリアフリー化としてエレベーターの設置を要望して、令和元年、2年、3年と複数年にわたり継続要望をしてまいったところでございます。あわせまして、JR長野支社とも機会を捉えまして、意見交換を行ってきております。

しかしながら、現在に至っている理由としましては、エレベーター設置に関する国の基準、考え方について、国のバリアフリー関連法令及び基本方針等においては、鉄道駅のバリアフリー化について、いわゆる重点整備駅との考え方が示されております。おおむね、1日当たりの利用者数が3,000人以上の駅などを優先的に整備対象とすることとされていると。

また、JR東日本に限らず、鉄道事業者全般としまして、エレベーター設置の判断に当たっては、1日当たりの利用者数、駅の構造、工事の難易度・安全性、工事費、維持管理費、また自治体による財政支援の有無といった要素を総合的に勘案して判断されるというのが実

情のようでございます。

特に、小規模駅におきましては、利用者数が少なく、投資回収の観点から優先度が低く位置づけられていること、跨線橋の構造や駅周辺用地の制約から、エレベーター設置に大規模な改修が必要となる、工事費が高額になる場合があること、また、設置後の定期点検、更新等、また維持管理費の長期的に発生します経費等々、それら勘案する中で、設置が難しいというような説明がされていると認識をしております。

聖高原駅の乗車人員でございますが、1日平均200名程度ということでございます。また、自治体による財政支援の有無といった要素もあると先ほど申し上げましたが、過去の懇談場におきまして、本村で経費の負担をした場合についても、なかなか難しいというようなお話も聞いてございます。また、利用率の低い既存のエレベーターにつきましても、撤去の方針という形で示されているとお聞きしております。

以上、申し上げましたとおり、設置についてはなかなか難しということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

お話を聞きまして、JRとの交渉も、以前、25年来、議会においてお話をさせていただいたり、交渉もさせていただいてはいるのですが、今のお話聞きまして、なかなか難しいという認識です。

ほかに何かよい方法というか、そういうのは何かありますでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） よい方法という形、この後の要旨2と3に関連するわけでございますが、エレベーター設置につきましてはハードルが高いという形で申し上げました。

しかし、今後につきましても、JR長野支社と懇談する場面もあろうかと思えます。そういった中でも、再度ご提案をする中で、状況をお聞きしてまいりたいと思っております。

あと、JR側のサービスの部分をご紹介をさせていただきたいと思えます。

聖高原駅で車椅子利用の希望があった場合につきましては、聖高原駅を管轄する松本駅に問い合わせいただくと。そういったお問合せセンターがございます。そちらで予約をいただくと、駅員の方が車で出向いていただいて、スロープを持ってきて、ホームから電車に載せていただけるという支援をしていただけるようなんです。

ただ、聖高原駅につきましては、松本方面に行く場合は2番線でございます。跨線橋を超えての運搬は、安全管理上難しいという形でそれはできないと。したがって、もし松本方面に行く場合でありますと、冠着駅、坂北駅につきましては、松本行きの電車の発着が、手前の駅舎側になりますので、そちらからご利用いただきたいという形でお話も聞いてございますし、そういったお問合せがあれば、そういったアナウンスをしていると聞いてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

村外から来た方々に、シェーンガルテン等泊まれる方については、もし車椅子で来る方がいらっしゃれば、そういうご説明でお話をさせていただきたいと思います。

私たちも高齢になり、車を運転できなくなったり、階段を使うのも困難になったりした場合に、行きは坂北、下車するのは麻績ということでもありますけれども、いろいろこれからにおいても、何かよい方法があれば、何か考えていただきたいと思います。

以上で4番の質問を終わらせていただきます。

5番の聖高原駅前の整備についてということでお尋ねいたします。

2日付で新聞に掲載されましたが、改めてどのような感じかご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

先般、第3回目の麻績村聖高原駅前整備研究検討委員会を開催をしたところでございます。整備内容の検討につきましては、駅前広場が通勤通学時間帯の乗降時の混雑によりまして、危険性が指摘されていること、それから、以前から駅前の荒廃化が進んで、観光立村の玄関口整備の必要性という部分で、それから駅前通り商店街の活性化の議論という部分がございまして、検討委員会を立ち上げたというところでございます。

第3回の検討委員会の中では、内容は、乗降がスムーズに行えるようなロータリーの整備方法、それから誰しもが集うことができるコワーキングスペースやシェアキッチンの対応可能な厨房施設、イベントスペースがある交流拠点の整備について検討をいただいて、おおむねの了承が得られたところでございます。

今回は、図でもお示しをしてございますので、来月の第4回に向けて、これに基づいた意見聴取をいただきまして、最終的な答申という方向で今後進めていきたいというふうを考えております。

さらに、それ以降は、整備するに当たりまして、各関係機関、それから地権者等々協議を進めていく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

それに伴い、ちょっとここには書いていないんですけども、ロータリーにすると、歩行者の方が懸念をしているわけですが、ちょっと歩くのに危ないのではないかという意見も出ていますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（清水 清君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

最近の駅前のロータリーという部分につきましては、新しく整備された所につきましては、そういった方式が取られることが多くなってきております。

議員おっしゃられるとおり、歩行者の安全確保という部分でございますが、検討委員会の中でも、その歩行者の安全確保の部分はどうするんだというような話もいただいております。

今の現状は、どこに歩行者が通っても通れるような状況ということで、今現在も当然危ない状況、危険な状況であるかなというふうに思っております。

今回、整備をするに当たりましては、ある程度、歩行者が通ることができる通行帯みたいなものをしっかりと設けて、そこを基本的に通って駅舎へ入っていただくというような方向にしたいと考えております。

慣れないロータリーという部分では、やはりなかなか、それに慣れるまでに時間がかかるかなというふうに思いますけれども、路面上のペイントでありますとか、道路標識等を整備する中で、安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

6番としまして、空き家バンクの状況についてお尋ねします。

最近の利用状況、登録者数はどのようなになっていますでしょうか。

○議長（清水 清君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

最近の利用状況、登録者数でございます。令和5年度の空き家バンクの登録者数が17件、そのうち成約が6件、賃貸で1件、売買5件でございます。それから、令和6年度の登録者数が11件、それから成約者数が7件、賃貸1件、売買6件でございます。今年度につきましては、今現在のところは売買物件が9件、それから賃貸物件が1件ということで、計10件ということになってございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

家を建て替えるとき、その空き家を一時利用したいという人がいるわけですが、その交渉は村でしていただけるのでしょうか。

その理由としまして、知人の空き家を借りようと思ってもなかなか貸してもらえないため、村の住宅を借りることになってしまうという状況になるようなので、交渉を村でしていただいて、借りられるようにしていただきたいという声が出ていますが、どうでしょうか。

○議長（清水 清君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

空き家バンクに登録されている空き家につきましては、あくまでも個人の所有物ということになりますので、個人の空き家バンク、その方が空き家バンクに利用登録をされて、その時点でその所有者と相対で交渉をしていただくということになります。

村は不動産業の資格を持ってはございませんので、仲介という部分ができないということがございます。そういった部分がございまして、相対でお話をさせていただくというような形になります。そういうことでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございました。

では、質問事項7番として、麻績知名度アップの具体策、1番、インスタ、ツイッター等、SNS発信の状況などは、どのような状況かお聞きします。

○議長（清水 清君） 観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、私のほうからインスタ、ツイッター等のSNS発信の状況についてお答えをさせていただきます。

現在、観光サイドにつきましては、インスタグラム、フェイスブックでの発信を行っております。平均週5日程度の投稿をしております、本年8月には、開設時の倍のフォロワー数を獲得しております。おみの恵みや信濃観月苑、つづねの森ゲストハウスなど、今年からインスタグラムを開設したアカウントの立ち上げをしっかりとフォローし、各所のフォロワー数増加に寄与するなども考慮しながら発信を行っております。

今後も麻績村、また聖高原を訪れる方に対して有益な情報を提供するように発信を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

ちなみに、インスタ、ツイッター等の名称といいますか、それは麻績村でよろしかったですか。個人名だとイニシャルとかでやるんですけれども、ツイッターもそうですけれども。具体的にお願いします。

○議長（清水 清君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） ちょっと確認をさせていただきます。私、ホームページとか見たりしていますので、ちょっと確認します。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） すいません。ちょっと質問事項にないことをお聞きして申し訳ありませんでした。

観月苑も、ほかの観光に関してですけれども、京都みたいなインバウンドになっては正直困ると思いますけれども、ほかのことに関しては情報発信をどんどんしていただいて、やっていただいているということで認識をしました。

観月苑に関してですが、もっと有効利用もしていただきたいと思いますので、その点についてよろしくお願いいたします。

一応、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 7番、刈間利恵議員の一般質問を終了いたしました。

以上をもって、日程1の一般質問を……。

観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） 先ほどの刈間議員の質問に対してお答えします。

観光協会のほうで、サイトをやっておりますので、そこで閲覧できるようになっております。

以上です。

○議長（清水 清君） よろしいですか。

これを持ちまして、刈間利恵議員の一般質問を終了いたしました。

以上をもちまして、日程第1の一般質問を終了いたしました。

◎委員長報告

○議長（清水 清君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託いたしました第7－7号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情、第7－8号 不登校児童生徒のフリースクール利用に係る学費補助に関する請願、第7－9号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情の結果について報告を求めます。

山口利江社会文教委員長。

〔社会文教委員長 山口利江君 登壇〕

○社会文教委員長（山口利江君） 社会文教委員会に付託されました陳情2件、請願1件の審査結果を報告いたします。

なお、結果につきましては請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第7－7号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情については、採択、意見書提出としました。

私学助成の主体をなす国からの補助金は、一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より高等学校等就学支援金政策が実施され、私学に通う生徒も就学支援金が支給されることとなりました。

しかし、昨今の厳しい経済状況の中で、保護者の学費負担は深刻な状況が今も続いており、多くの保護者・生徒が公立学校との学費差、全額無償の地域もある中での地域間格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを展開する私学は、子供たちに大きな夢と

可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることがあってはいけません。

よって、この陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択、意見書提出としました。

次に、第7－8号 不登校児童生徒のフリースクール利用に係る学費補助に関する請願につきましては、採択、意見書提出としました。

現在、麻績村には、適応指導教室やフリースクールなど、学校以外の学びの選択肢が存在しておらず、不登校などの課題を抱える児童・生徒に対し、村内で十分な学習環境を提供できない状況です。そのため、村外のフリースクールに通うことは、児童・生徒の教育機会を確保する上でやむを得ない選択であると判断されます。

フリースクールの学費や村外への交通費は高額になる場合が多く、家庭の経済状況によっては、学習継続が困難となるおそれがあります。教育機会の平等という観点からも、一定の公的支援の必要性が認められました。

文部科学省は、不登校児童・生徒の増加を受け、多様な学びの場の支援や、不登校支援の強化を全国の自治体に求めており、近隣市町村では既にフリースクール通学支援費を設ける例が見られます。

よってこの請願は妥当であり、本委員会は採択、意見書提出としました。

次に、第7－9号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情につきましては、採択、意見書提出としました。

国による医療費削減政策が推し進められる中で、公定価格である診療報酬は上がり、昨今の物価上昇に対応していません。また、医療や介護、福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっています。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業が進み、深刻な経営危機に陥っており、このままでは医療機関がなくなり、医療にかかれぬ地域が全国でさらに広がることが強く懸念されます。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉など、ケア労働者の賃金引き上げを2021年に打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であり、長野県医労連の加盟する日本医労連の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%に留まり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%に遠く及びません。

私たちは、政府の責任による医療や介護、福祉事業の安定的な維持発展と、全てのケア労働者の処遇改善のためにも、陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択、意見書提出としました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情 2 件、請願 1 件の審査報告といたします。

○議長（清水 清君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第 7－7 号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情、第 7－8 号 不登校児童生徒のフリースクール利用に係る学費補助に関する請願、第 7－9 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情については、それぞれ採択、意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第 7－7 号から第 7－9 号までの 3 件については、採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしの声があります。

異議なしと認め、したがって、第 7－7 号から第 7－9 号の 3 件については採択することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（清水 清君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で、令和 7 年第 4 回麻績村定例議会第 2 日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 0 9 分

令和7年第4回麻績村議会定例会（第3日）

議 事 日 程（第3号）

令和7年12月9日（火）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第1号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 日程第 2 議案第2号 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議案第3号 令和7年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第4号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第5号 令和7年度麻績村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 発議第1号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする意見書の提出について
- 日程第 7 発議第2号 不登校児童生徒のフリースクール利用に係る学費補助に関する意見書の提出について
- 日程第 8 発議第3号 医療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第 9 発議第4号 議会議員の派遣について
- 日程第10 閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

出席議員（8名）

1番	高野秀雄君	2番	中村まり子君
3番	飯森寛志君	4番	宮下朗君
5番	山口利江君	6番	塚原利彦君
7番	刈間利恵君	8番	清水清君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進課長	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	塚 原 貴 志 君	住 民 課 長	宮 下 佳 康 君
振 興 課 長	宮 下 浩 保 君	観 光 課 長	塚 原 優 仁 君
教 育 次 長	宮 下 信 俊 君	代表監査委員	飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長	市 川 嘉 忠	書 記	小 西 和可奈
--------	---------	-----	---------

開議 午後 1 時 3 0 分

◎開議の宣告

○議長（清水 清君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8 名全員です。定足数に達していますので、令和 7 年第 4 回麻績村議会12月定例会第 3 日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第 1、議案第 1 号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） ないようですので質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第 2、議案第 2 号 令和 7 年度麻績村一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第 2 号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第 3 号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第 3、議案第 3 号 令和 7 年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第4、議案第4号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第5、議案第5号 令和7年度麻績村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、議案第５号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第１号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第６、発議第１号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第１号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） 質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、発議第１号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第２号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第７、発議第２号 不登校児童生徒のフリースクール利用に係る学費補助に関する意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） ないようですので、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第8、発議第3号 医療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第４号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第９、発議第４号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第４号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、発議第４号は原案どおり可決いたしました。

◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（清水 清君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（清水 清君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶の申出がございます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年第4回麻績村議会定例会におきましては、提案を申しあげました5議案、慎重にご審議いただき、原案どおりお認めいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

ご決定いただきました事項につきましては、適正に執行してまいりたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

また、一般質問におきましては、7名の議員から貴重なご提言、そして課題等につきまして資していただきました。いずれも、これからの村づくりに重要な事項と受け止めておりますが、ご承知のとおり限られた財源の中で、取り組む事業の重要性をしっかりと見極めながら具現化してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

今年も残すところあと僅かとなりました。インフルエンザも大流行しているとのことですが、コロナウイルスもまだまだ感染も出ておりますので、十分気をつけていただければ願うところでございます。

また、国におきましては、燃料の暫定税率を12月末で廃止する方向で進めておりますが、いくらかでも物価高騰が抑えられ、安定して暮らせる住民生活が戻りますことを願い、議員各位をはじめ村民皆様には、ご健勝で輝かしき新年を迎えられますように心からご祈念申し上げ、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清水 清君） 以上をもちまして、令和7年第4回麻績村議会12月定例会を閉会とい

たします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1 時 4 1 分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 7 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員